朝来市　立地適正化計画

令和5年3月

朝　来　市

目 次

**序 章 計画の趣旨 ・・・

序章　計画の趣旨

１　計画の背景と目的等

（１）計画改定の背景と目的

我が国の人口は、平成 22（2010）年の国勢調査において、調査開始以降初めて減少に転じ、本格的な人口減少・高齢化の時代を迎えており、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な暮らしの実現や、財政面において持続可能な都市経営に取り組んでいくことが大きな課題となっています。

国においては、こうした課題に対応するため、「都市再生特別措置法（以下「法」という。）」が平成 26（2014）年８月に一部改正され、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、立地適正化計画制度が創設されました。

本市では、平成７（1995）年をピークに人口減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による推計では、今後も人口減少が続き、少子高齢化が一層進行することが予測されています。

市民が利用する交通手段の８割が自動車である本市においては、生活サービス機能の維持・拡充とともに、たとえ高齢者等が自家用車を運転できなくなっても、歩いて暮らすことができるまちを実現することが不可欠となっています。

また、市域の大部分を占め、人口減少・高齢化が加速化している都市計画区域外においては、当該区域で暮らす市民も不便のない生活利便性を確保するとともに、市域全体として定住・移住を促進し、農地や山林等の保全にも努めていくことが必要となっています。

このため、本市では、平成 29（2017）年３月に「朝来市立地適正化計画」を策定し、安全・安心で快適な市民生活の確保をはじめ、都市の活力や魅力の向上に取り組んでいます。

計画策定から概ね５年が経過する中、各地で台風や大雨による災害が頻発していることを踏まえ、令和２（2020）年６月に法が改正され、安全なまちづくりの推進を図るための「防災指針」の作成が求められるようになりました。

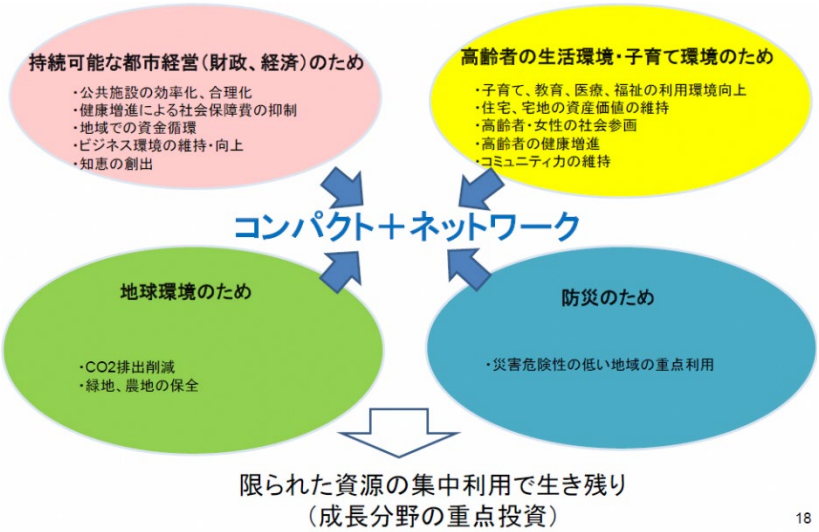
そこで、今回、期間満了を迎える都市計画マスタープランの見直しとあわせて、立地適正化計画において「防災指針」を追加するため、立地適正化計画の一部見直しを行います。

（２）立地適正化計画の意義と役割

立地適正化計画の意義と役割は以下のとおりです。

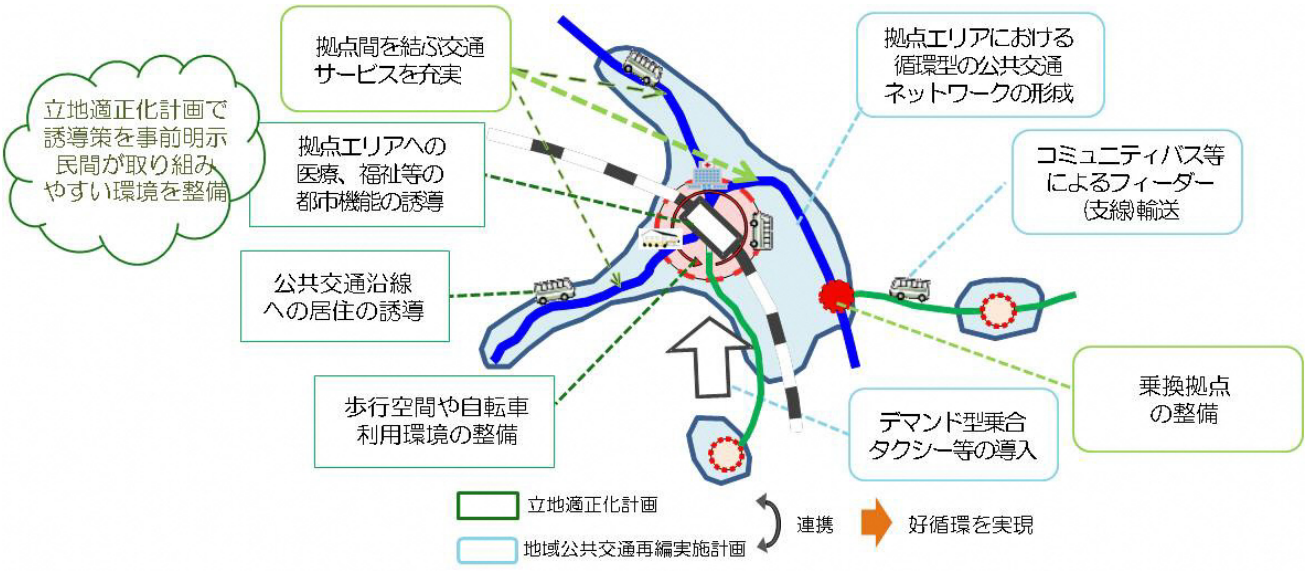
①都市全体を見渡したマスタープラン

立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版となります。



②都市計画と公共交通の一体化

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めるものです。



③都市計画と民間施設誘導の融合

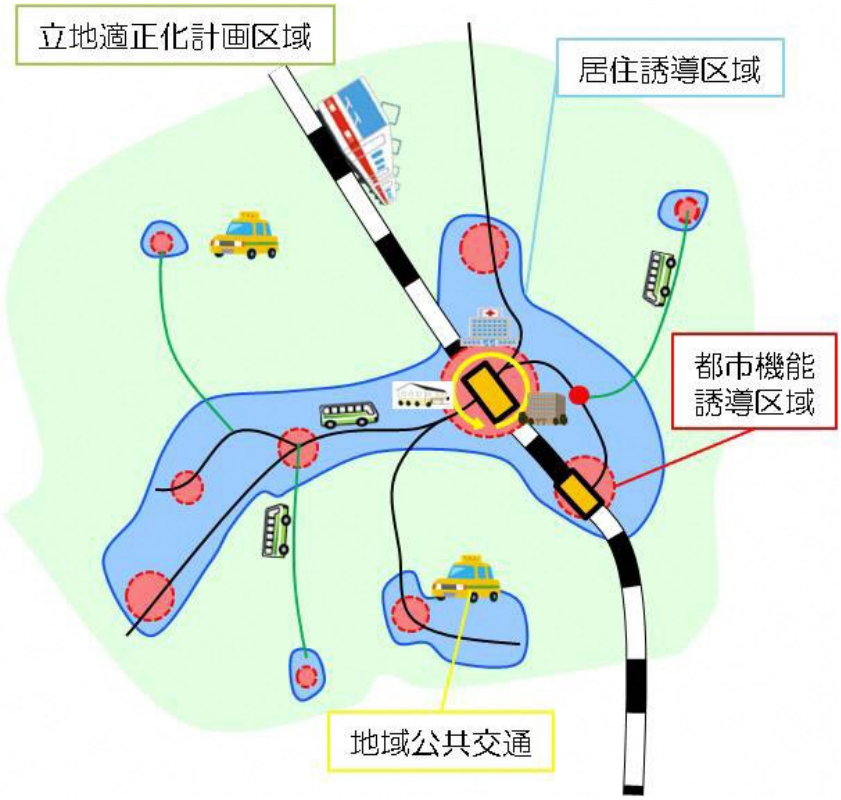
民間施設の立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になるものです。

④市町村の主体性と都道府県の広域調整

計画の実現には、隣接市町村との協調･連携が重要です。都道府県は、立地適正化計画を作成している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

⑤市街地空洞化防止のための選択肢

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。



⑥時間軸をもったアクションプラン

計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

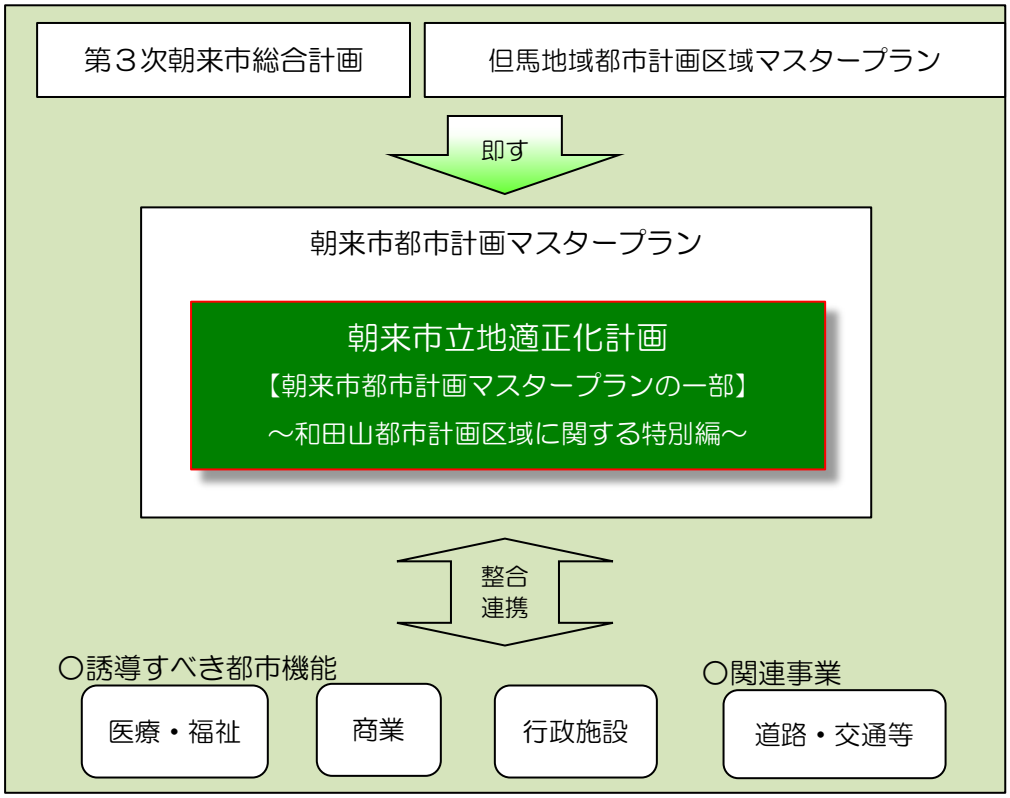
⑦まちづくりへの公的不動産の活用

財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めるものです。

（３）計画の位置づけ

立地適正化計画は、法第８１条の規定に基づき、都市計画区域において、住宅や都市の生活を支える都市機能（医療・福祉、商業等）の適正立地を図るものです。

朝来市立地適正化計画は、「第３次朝来市総合計画」、「但馬地域都市計画区域マスタープラン」に即する「朝来市都市計画マスタープラン」の一部として、持続可能な都市・社会を具現化するものです。



（４）計画の期間と範囲

１）計画の期間

朝来市都市計画マスタープランは、令和５（2023）年度から令和 14（2032）年度を計画期間とする 10 年間の計画となっています。

本計画の期間については、都市計画運用指針に基づき、概ね 20 年後の都市の姿を展望しながら、次期都市計画マスタープランの目標年度を勘案し、令和５（2023）年度から令和 24（2042）年度とする 20 年間の計画期間とします。

２）計画の範囲

法 81 条第１項に基づき、和田山都市計画区域を対象とします。

（５）計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。

序章　計画の趣旨

第１章　課題の整理

第２章　都市づくりの基本的な方針

2-1　都市づくりの目標　　2-2　目標人口

2-3　将来都市構造

第３章　居住誘導区域、都市機能誘導区域等の設定

3-1　居住誘導区域の設定

3-2　都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

第４章　目標値の設定と誘導にあたって講ずべき施策

4-1　目標値の設定　　4-2　講ずべき施策

4-3　評価・見直し

第５章　防災指針

5-1　防災指針の概要　　5-2　ハザード情報

5-3　重ね合わせによる災害リスク分析　5-4　施策一覧　5-5　目標指標

参考資料

資料１　現況・分析

資料２　上位関連計画の整理

資料３　市民生活アンケート調査

2 計画の基本事項

(1)記載事項

立地適正化計画の記載事項については、法により以下のとおりとされています。

必須事項（法第 81 条第 2 項）
- ○住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針（P.13～）
- ○居住誘導区域（P.21～）
- ○居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策（P.41～）
- ○都市機能誘導区域（P.30～）
- ○都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設（P.37～）
- ○都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を誘導するための市町村の施策（P.41～）
- ○都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業等（P.42～）
- ○居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（P.46～）

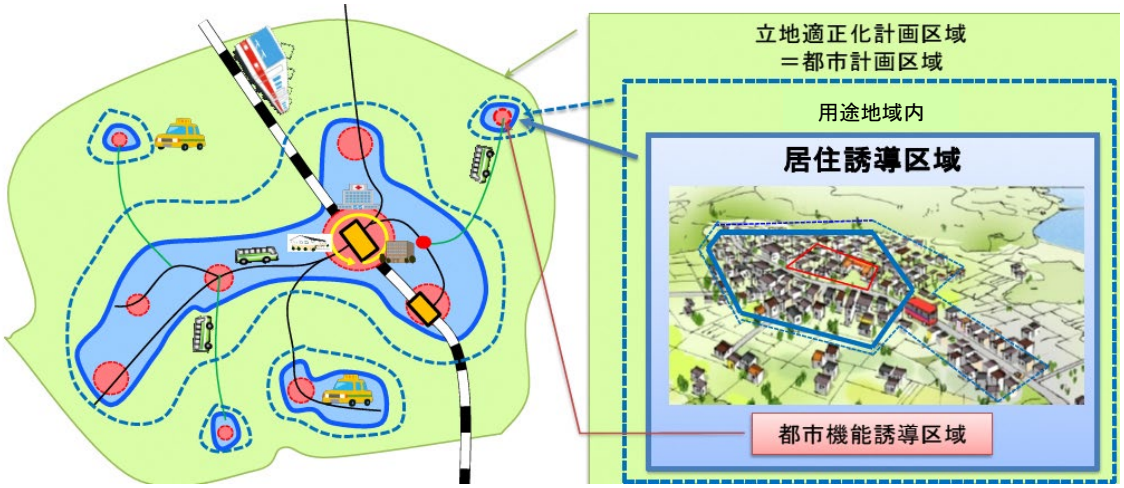
任意事項（法第 81 条第 3～16 項）※本市ではいずれの項目も設定しない
- ○都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業で、市町村以外の者が実施する事業（あらかじめ実施者の同意が必要）
- ○駐車場配置適正化区域（あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要）
- ○路外駐車場配置等基準（あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要）
- ○集約駐車施設の位置及び規模（あらかじめ都道府県公安委員会及び都道府県知事に協議が必要）
- ○跡地等管理等区域
- ○跡地等管理等指針

(2)用語の定義

立地適正化計画に関する用語は以下のとおりです。

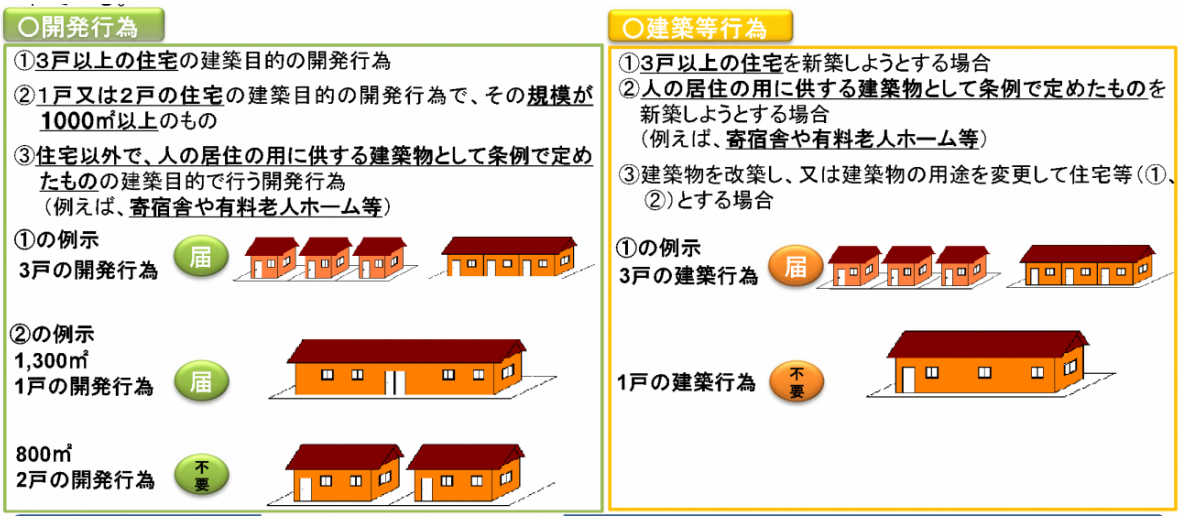
用語	定義
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
都市機能増進施設 (誘導施設)	都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設。 医療、福祉、商業その他の都市の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
跡地等管理区域 ※本市では設定なし	空き地が増加しつつあるが、相当数の住宅が存在する既存集落や住宅団地等において、跡地等の適正な管理を必要とする区域。
駐車場配置適正化区域 ※本市では設定なし	歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域。

居住誘導区域、都市機能誘導区域の設定イメージ



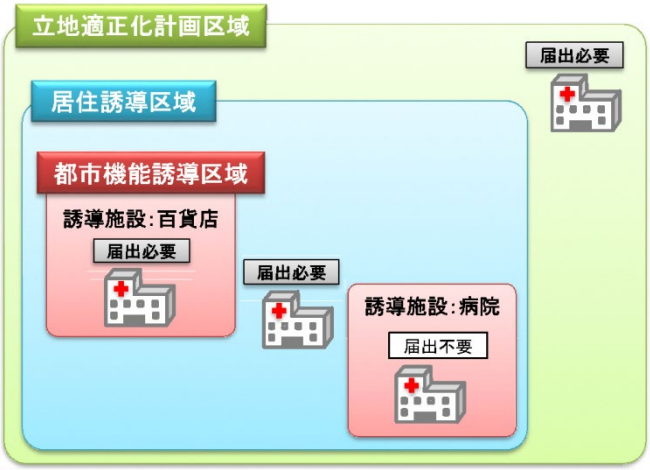
※居住誘導区域に係る届出

居住誘導区域外で開発行為や建築行為等を行う場合には届出が必要になります。



※都市機能誘導区域に係る届出

都市機能誘導区域に誘導すべき「誘導施設」については、区域外への立地及び区域内での休廃止には届出が必要になります。



【参考】法における都市機能増進施設（誘導施設）

誘導施設	根拠法	対象施設
子育て支援施設	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	法第２条第５項に定める保育所等
		法第２条第６項に定める認定こども園
	児童福祉法	法第４０条に定める児童厚生施設
		法第６条の３第２項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所
		法第６条の３第６項に定める地域子育て支援拠点事業を行う事業所
		法第６条の３第７項に定める一時預かり事業を行う事業所
	学校教育法	法第１条に定める幼稚園
	母子保健法	法第２２条第１項に定める母子健康包括支援センター
教育文化施設	学校教育法	法第１条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、法第１２４条に定める専修学校、法第１３４条に定める各種学校
	図書館法	法第２条第１項に定める図書館
	―	地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の拠点として文化・交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設のうち、地域住民が利用できる多目的ホール・集会場機能を備える施設
介護予防・健康増進施設	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	法第２条第４項に定める特定民間施設
	―	体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設及び集会場機能を備える施設であり、高齢者も含めた利用者が、相互交流や健康増進、生きがい活動を目的に、有酸素運動（休養効果を高めることを目的とした活動を含む。）を行うことのできるもの
通所型障害福祉施設	身体障害者福祉法	法第５条第１項に定める身体障害者福祉センター
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	法第５条第７項に定める生活介護サービスを提供する事業所
		法第５条第１２項に定める自立訓練（機能訓練または生活訓練）サービスを提供する事業所
		法第５条第１３項に定める就労移行支援サービスを提供する事業所
		法第５条第 14 項に定める就労継続支援サービスを提供する事業所
		法第５条第２７項に定める地域活動支援センター
	児童福祉法	法第２１条の５の１５に定める障害児通所支援事業所

誘導施設	根拠法	対象施設
複合商業施設	―	多数のものが出入りし利用することが想定される商業施設のうち、商業施設の機能を含め２種類以上の複合的な機能を有する施設で、商業施設の売場面積が 300㎡以上のもの
医療施設（大規模病院、または市内の他医療機関にない特色のあるもの	医療法	法第４条の２に定める特定機能病院
		法第４条に定める地域医療支援病院
		法第１条の５第１項に定める病院（特定機能病院及び地域医療支援病院を除く。）
		法第１条の２第２項に定める調剤薬局
病院・診療所（診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含む）	医療法	法第１条の５第１項に定める病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
		法第１条の５第２項に定める診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
食料・日用品店舗	―	住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗

第１章　課題の整理

（１）和田山都市計画区域の現況と将来の見通し

①人口

市の人口は、社会保障・人口問題研究所（平成 30 年推計）によると、概ね 10 年後の令和 12（2030）年には約 25,300 人と推計されており、令和２（2020）年から約 3,700 人の減少が見込まれています。また、高齢化率は老年人口は令和７（2025）年から減少に転じる一方、高齢化率は 35.7%から 40.3%と 4.6 ポイント増加することが見込まれています。

都市計画区域内における地域別の人口密度をみると、和田山駅、竹田駅、及び一本柳交差点の周辺地域、秋葉台・弥生が丘の両住宅団地で高くなっています。一方で、これらの地域では老年人口も高くなっています。

⇒人口が比較的多い地域で、自家用車を運転できなくなった高齢者等の交通弱者が増加し、日常生活における生活サービスの利便性低下が懸念されます。

②生活サービス施設

医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業業務施設等の生活サービス施設は、都市計画区域内の和田山駅周辺から一本柳公交差点周辺、及び竹田駅周辺に比較的集積がみられます。

また、市民生活アンケートによる買い物先の調査では、日常品及び日常品以外の買い物ともに、「大規模ショッピングセンター（和田山ジュピターホール周辺）」、「国道 312 号沿道」及び「国道９号沿道」の割合が高くなっています。

⇒人口の減少に伴う顧客の減少による収益の悪化等により、市街地内の生活サービス施設や、買い物先として依存度の高い大規模商業施設の撤退が想定され、生活利便性の低下が懸念されます。

③交通利便性

和田山駅及び一本柳交差点の周辺は、鉄道（山陰本線・播但線）及び幹線道路（国道９号・３１２号）の結節点で、交通利便性が高い地域となっています。

また、身近な公共交通である路線バス及びコミュニティバスの運行本数は、和田山駅、イオンショッピングセンター及び朝来医療センターの各バス停で多くなっています。一方で、市民が利用する交通手段の約８割が自家用車で、その比率は増加傾向にあり、対して徒歩及び自転車の利用は減少傾向にあります。

⇒人口減少に伴い利用客が減少し、公共交通の運行本数が減少することによる生活利便性の低下が懸念されます。また、自家用車への依存によって徒歩・自転車の利用による運動機会が減少することにより、健康寿命が短縮し医療・介護等の社会保障費の増加が加速する懸念があります。

（２）課題の整理

将来想定される懸念に対応するため、生活サービス施設が集積し、比較的人口密度が高い市街地においては、現状の人口密度の維持とともに、医療・福祉、商業業務機能等の都市機能の確保・誘導を促進し、人口減少下においても生活サービス機能の維持・充実や、高齢者等が車を運転できなくなっても歩いて暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

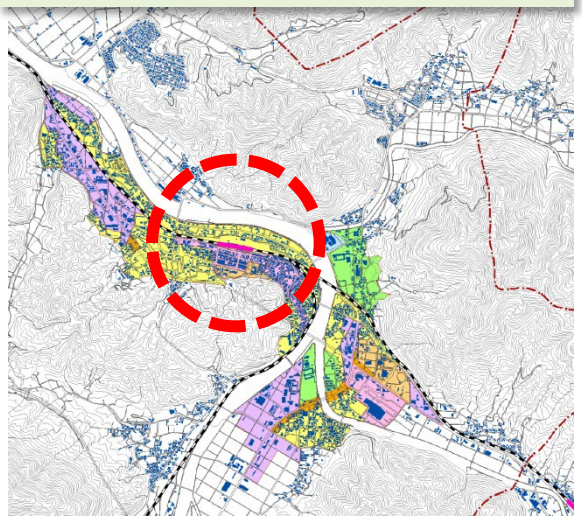
さらに、公共施設の統合・再編や公共事業の適正な管理などにより、持続可能な都市運営に努めていく必要があります。

【拠点市街地別の課題】

①和田山駅周辺

行政サービスや業務機能が集積する朝来市の中心的な市街地であり、重要な交通結節点である JR 和田山駅の周辺では、人口は減少傾向が続いており、市民生活アンケート結果では、日常及び日常品以外の買い物場所としての利用は特に低くなっています。一方、今後必要な取組についての回答では、「和田山駅周辺の活性化や交通ターミナル機能などの強化により居住を誘導する」と「和田山駅周辺などの比較的広い空地を有効活用する」の“和田山駅前周辺の取組”が、和田山町内の４つの小学校区（糸井・大蔵・東河・枚田）で特に高くなっています。また、和田山町以外の各地域でも概ね同程度の割合となっていることから、市内全体の意向となっていることがうかがえます。このため、一本柳交差点周辺の広域商業拠点との機能分担による行政サービス機能や交通結節機能等の強化と合わせて、居住機能を誘導していく必要があります。

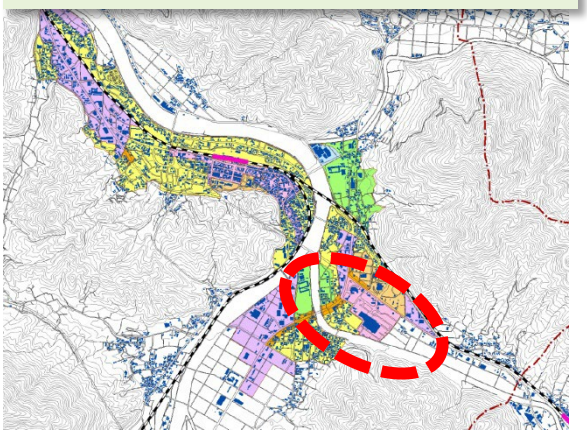
和田山駅周辺の活性化に向けた交通結節点機能、交流機能、商業・業務機能の強化



②一本柳交差点周辺

一本柳交差点周辺では、集客力の高い大規模商業施設が立地しており、市民等の主要な買い物場所となっています。このため、大規模商業施設等の都市機能の維持や、人口密度の維持による生活利便性や安全性を確保し、居住機能を誘導していく必要があります。

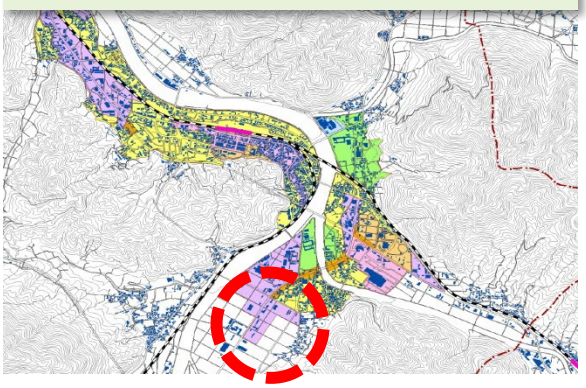
一本柳交差点付近の広域商業、交流機能の強化による複合都市ゾーンの形成



③朝来医療センター周辺

枚田・法興寺地区周辺では今後増加する高齢者疾患の医療に重点をおいた朝来医療センターや沿道サービス施設等が立地しています。このため、医療施設や商業施設の確保とともに、枚田・立ノ原地区における新市街地の形成と合わせて、福祉サービス機能、居住機能を計画的に誘導していく必要があります。

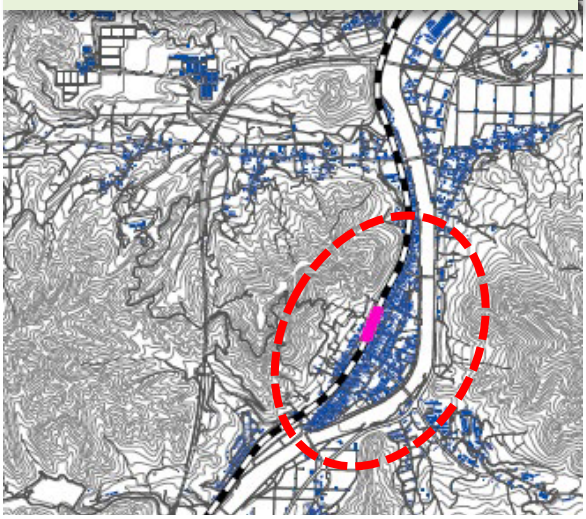
朝来医療センターの立地効果を活かした医療・福祉機能、流通業務機能、居住機能の誘導



④竹田駅周辺

JR 竹田駅周辺では、竹田城跡等に多くの観光客等が訪れています。今後も、防災に配慮しつつ、観光交流の促進や日常生活の利便性の向上とともに、交流を通じた移住・定住を促進していく必要があります。

観光交流拠点の強化、生活利便性の向上による居住の誘導



第2章　立地の適正化に関する基本的な方針

人口減少や少子高齢化社会においても、持続的に市民の暮らしを支えていくことが可能なまちづくりを進めるため、朝来市都市計画マスタープランを踏まえて、立地適正化計画における都市づくりの基本方針を定めます。また、目標人口及び将来都市構造を設定し、その実現を目指します。

2-1　都市づくりの基本方針

安全・安心・快適に暮らし続けられるまちを目指すため朝来市都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本方針」との整合を図り、次のように都市づくりの基本方針を定めます。また、この方針をもとに、地域の実情に応じた都市機能や居住の維持・誘導を図るとともに、居住誘導区域、都市機能誘導区域を具体的に定め、その誘導方策などを推進していきます。

(１)持続可能なまちづくり

①拠点の機能が充実したまちづくり

全市的な都市拠点では都市機能の充実・強化を図り、地域の生活拠点では住環境の向上や集落環境の維持・向上に努めるなど、拠点周辺における生活サービスの維持と居住の誘導を図ります。

②公共交通が確保されているまちづくり

交通事業者との調整や福祉関連施策との連携を図り、地域の実情に応じた交通体系を確立し、拠点へのアクセス向上を図るとともに、全ての市民が円滑に移動できる交通の利便性が確保されたまちを目指します。

③効率的な公共投資

今後、人口減少・少子高齢化の進行、自治体財政のさらなる逼迫等が見込まれる中、都市基盤の整備については既存施設の維持管理、有効活用、長寿命化を基本としつつ、施設の統廃合や計画的な更新などを推進し、効率的な公共投資を図ります。

④脱炭素型まちづくり

環境保全に配慮した暮らし方や事業活動を普及・啓発し、市民一人ひとりが自動車に過度に依存せず生活利便機能を充足させることができる都市・地域の基盤条件を整え、これを取り巻く自然環境も水源・二酸化炭素吸収源・環境資源等として一体的に保全するなど、再生可能エネルギーも活用した朝来市らしい脱炭素型のまちを目指します。

（２）安全・安心のまちづくり

①住み心地の良いまちづくり

日常的な生活利便機能を無理なく充足させることができ、生活道路や上下水道等の生活基盤が整った、快適に暮らし続けられる住環境のまちを目指します。また、優れた自然環境や歴史的まち並みとの調和など、地域特性に応じた住環境を形成し、市内外の人を惹きつける定住しやすいまちを目指します。

②災害に強い安全なまちづくり

自然災害に備え、治山・治水事業や急傾斜地対策に取り組むとともに、市街地や集落の安全性を高めるための基盤整備や建築物の不燃・耐震化、交通安全対策等を促進します。併せて市民一人ひとりの高い防災意識と地域自主防災組織を強化するなど、自助・共助・公助がバランス良く確保された、災害に強いまちを目指します。

③安全な市街地が確保されたまちづくり

自然環境や農村等の無秩序な開発等を防止するとともに、住宅地や集落等の良好な住環境を保全するなど、自然環境や集落、市街地等が共存する計画的な土地利用のまちを目指します。また、空き家、空き店舗、空き地等が適切に管理・活用されるまちを目指します。

（３）つながりが育む魅力的なまちづくり

①地域の資源を市民が守り・活かすまち

竹田城跡や生野銀山、古墳などの本市を象徴する資源のみならず、豊かな自然環境や、地域ごとに保存・継承されてきた自然・歴史・文化資源などについても、地域のまちづくりの中で保全・活用を図りながら魅力的なまちを目指します。

②産業振興・観光交流を促進するまちづくり

北近畿豊岡自動車道等の広域交通基盤を活かし、既存産業の活性化や農商工連携に向けた支援はもちろんのこと、新たな産業を誘引するための都市基盤整備や土地利用の誘導・調整等を推進するなど、産業活力のあるまちを目指します。

また、竹田城跡と生野銀山等を中心に、市内の観光・交流拠点等との連携や関係づけを図りながら、市内周遊観光を促進し、観光振興による地域経済の活性化を推進します。

（４）市民とともに取り組むまちづくり

①都市計画マスタープランの共有

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを推進していくためには、まず、市民や事業者等が都市計画や自らの地域のまちづくりに関心を持つことが重要です。そのため、都市計画マスタープランの内容を周知し共有していくとともに、まちづくりに関する情報提供や普及啓発、市民や事業者等との対話などを図り、市政に反映するよう努めます。

②参画と協働のまちづくり

朝来市自治基本条例の理念に基づき、地域自治協議会を中心とする参画と協働のまちづくりを推進し、市民・事業者・行政など多様な主体がそれぞれの役割を担いながら、ともに協力しあってまちづくりに取組ます。

③成長するマスタープラン

地域自治協議会による「地域まちづくり計画」や具体的なまちづくり活動が進捗することに伴い、都市計画マスタープランを改訂する必要が生じた場合、あるいは地域のまちづくりを応援・促進する観点から本計画に位置づけることが望ましい場合などは、必要に応じて本計画への反映を図り計画の充実に努めます。すなわち、地域まちづくりの成長に合わせて、成長するマスタープランとします。

2-2 将来人口

第３次朝来市総合計画では、将来像の実現に向けた取組が人口減少の抑制につながるという考えのもと、計画期間の終了時である令和 11（2029）年時点で 26,300 人を維持することを人口指標として設定しています。これを踏まえ、第３次朝来市総合計画の人口指標を基に按分し、令和２５（2043）年における将来人口を、２２,100 人として想定します。

第3次朝来市総合計画における人口指標



2-3　将来都市構造

立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部とみなされることから、本計画では都市計画マスタープランにおける都市機能の誘導や交通ネットワークの形成等の方向性に基づき、コンパクトなまちづくりを推進していくこととします。

このため、将来都市構造の設定においては、「朝来市都市計画マスタープラン」に基づくゾーン形成の方向との整合や連携を図るものとします。

【将来都市構造の基本的考え方】

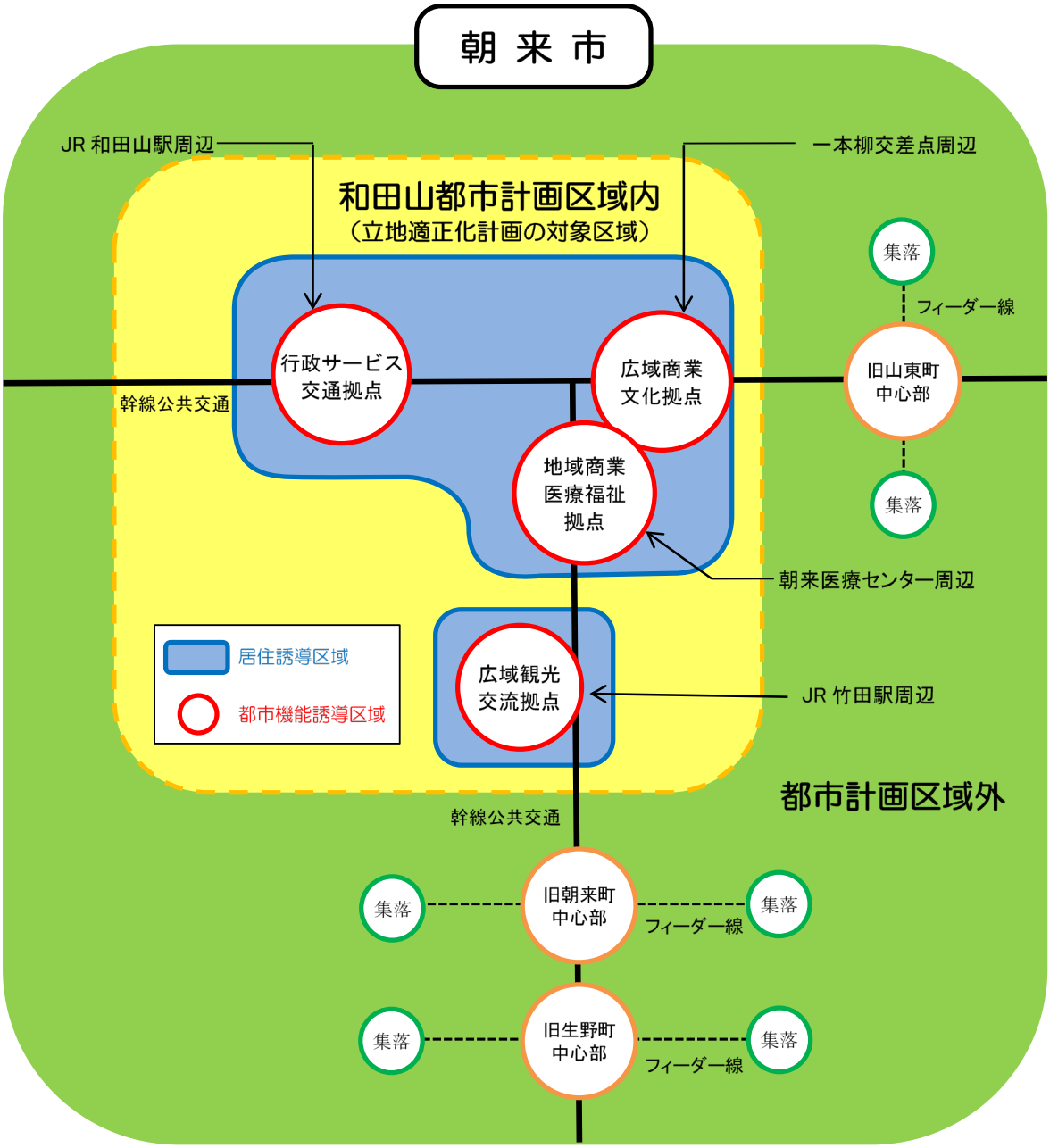
①都市計画区域内

本計画の対象とする都市計画区域内では、利便性の高い広域交通条件と連動して、広域的な交流による地域活性化を進めてきた経緯等を踏まえ、都市計画区域においては、人口密度の高い和田山駅周辺、一本柳交差点周辺、朝来医療センター周辺及び竹田駅周辺を都市拠点として位置づけ、各拠点が有する都市機能の役割分担と連携を図るとともに、幹線の公共交通（鉄道・バス）沿道等において居住を誘導し、人口密度の維持と併せて都市サービスの確保に努めます。

②都市計画区域外

都市計画区域外においては、旧３町の中心をなす市街地周辺において、不便を感じない暮らしの確保とともに、地域内バス交通やデマンド交通のフィーダー線と、都市拠点にアクセスする基幹公共交通と連携し、生活の利便性の向上や観光ネットワークの形成に努めます。

上記①②の方針により、市内全域に渡る都市・生活サービスの確保や広域交流の促進により持続可能な都市を目指します。



将来都市構造における地域連携のイメージ

将来都市構造の形成方向（朝来市都市計画マスタープラン）

区分	形成方向
行政サービス・交通拠点（JR 和田山駅、朝来市役所周辺）	●JR 和田山駅、朝来市役所周辺は、「行政サービス・交通拠点」として位置づけられています。この拠点では、行政サービス機能が充実しており、市の中心部として、行政サービス・公共交通サービス機能を維持していきます。
広域商業・文化拠点（一本柳交差点周辺）	●一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として位置づけられています。この拠点では、商業サービス機能が充実し、和田山ジュピターホールも立地しており、商業サービス・文化サービス機能等を維持していきます。
広域観光・交流拠点（JR 竹田駅周辺）	●JR 竹田駅周辺は、竹田城跡を核とする「広域観光・交流拠点」として位置づけています。この拠点には観光客等が訪れ、多様な交流によりにぎわいがみられており、日常の生活サービス機能と合わせて交流機能を維持・誘導していきます。
地域商業・医療福祉拠点（朝来医療センター周辺）	●朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として位置づけられています。この拠点では、今後の高齢化の進展に対応する病院として、そのサービスの維持と福祉等と連携のとれた施設を誘導する効果や、沿道等の商業サービス機能が充実しており、医療・福祉サービス・商業サービス機能・居住機能を維持・誘導していきます。
高速交通軸	●北近畿豊岡自動車道、播但連絡道路を「高速交通軸」として位置づけ、主に市内と遠方を行き来する人の移動や物流を支える機能を活用していきます。
広域幹線軸	●国道９号・国道 312 号を「広域幹線軸」として位置づけ、各地域や各拠点を結ぶ機能を活用していきます。
地域幹線軸	●主要な県道・市道を「地域幹線軸」として位置づけ、各地域内や日常生活圏内の移動を支える機能を活用していきます。
複合都市ゾーン	●和田山駅周辺の市街地周辺及び和田山 JCT・IC に至る周辺地域を、複合都市ゾーンとして設定します。市庁舎、県事務所等の行政機能及び商業・工業などの業務機能、居住機能などが複合するゾーンとして整備、誘導していきます。
市街地住宅ゾーン	●支所が所在する旧３町（生野地域、山東地域、朝来地域）の中心地や竹田地区に、複合都市ゾーンと連携・補完する地区拠点機能の整備を進めます。暮らしに身近な商業などの業務機能、快適な居住機能の配置を誘導していきます。
工業ゾーン	●既存の工業団地の立地環境の向上のほか、恵まれた交通立地条件を活かし、新たな企業誘致に対応する団地の整備を進め、優良企業の誘致と既存立地企業への支援の充実に努めます。
自然レクリエーションゾーン	●さのう高原、多々良木・青倉山周辺、市川渓流周辺、生野高原周辺、山東自然体験ゾーン、糸井渓谷周辺は、恵まれた自然を有効に活用したレクリエーションの環境整備を進め、観光・交流を促していきます。
農業・農村定住／緑林ゾーン（全域）	●中山間地域の農地や森林の荒廃化を防止し、農林業生産基盤の整備と国土保全などの公益的機能の維持・向上に努めるとともに、農村集落の環境保全や多自然型の居住空間、自然・農林業の体験、余暇などの場としての有効な活用に努めます。


行政サービス・交通拠点
（JR和田山駅周辺）
交通幹線軸
県道10号
広域商業・文化拠点
（一本柳交差点周辺）
JR山陰本線
県道63号
国道9号
地域商業・医療福祉拠点
（朝来医療センター周辺）
交通幹線軸
広域観光・交流拠点
（JR竹田駅周辺）
国道427号
北近畿豊岡自動車道
（国道483号）
旧山東町中心部
県道70号
JR播但線
国道312号
旧朝来町中心部
国道429号
播但連絡道路
国道429号
旧生野町中心部
県道39号
交通幹線軸
〈 凡例 〉
複合都市ゾーン
市街地住宅ゾーン
工業ゾーン
自然レクリエーションゾーン
農業・農村定住／緑林ゾーン（全域）
県立自然公園区域

将来都市構造図

第3章　居住誘導区域及び都市機能誘導区域等の設定

前章で定めた将来都市構造の実現に向け、都市計画区域においては、居住誘導区域及び都市機能誘導区域等を設定することにより、人口密度の高い和田山駅周辺、一本柳交差点周辺、朝来医療センター周辺、竹田駅周辺を都市拠点として位置づけ、各拠点が有する都市機能の役割分担と連携を図るとともに、幹線の公共交通（鉄道・バス）沿道等において居住を誘導し、人口密度の維持と併せて生活サービス機能の持続的な確保に努めていくこととします。

このため、各都市拠点及びその周辺市街地において、現状の人口密度を維持し生活利便性を確保していく「居住誘導区域」、医療・福祉、商業業務機能等の都市機能の確保・誘導を促進し、人口減少下においても生活サービス機能の維持・拡充を図る「都市機能誘導区域」を定め、高齢者等が車を運転できなくなっても歩いて暮らせるまちづくりを推進していく必要があります。

3-1　居住誘導区域の設定

- 国が示す基本的考え方に基づき、居住誘導区域を設定します。
- なお、鉄道駅・バス停、生活サービス施設の利用圏は、高齢者等に配慮し半径 800m圏内を基本とします。

※駅勢圏・バス勢圏の考え方
鉄道駅、バス停の勢圏については、市民生活アンケートの結果をもとに歩く人の歩行時間は 10 分程度と考え、歩行速度は平均 80m/分として、800m に設定した。なお、歩行速度は高齢者が多いことを想定し、短めの設定とした。

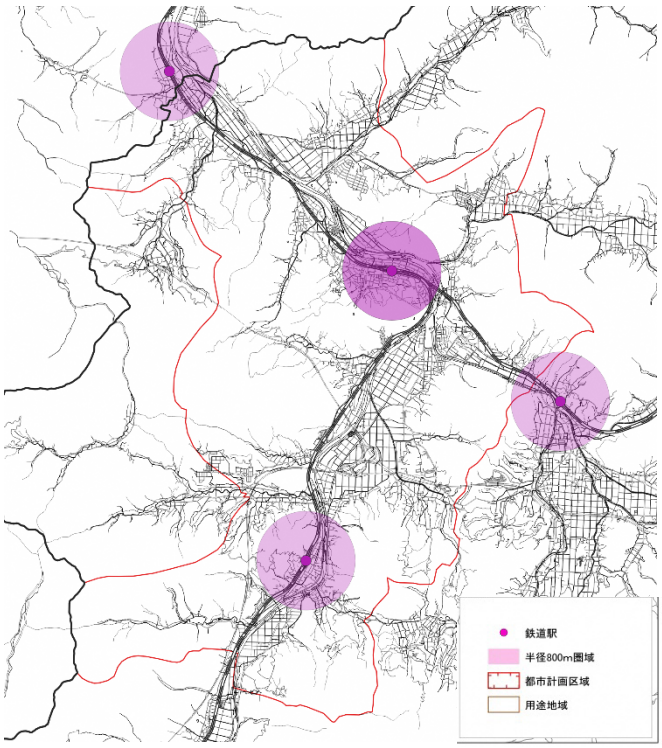
居住誘導区域の基本的考え方

要件	考え方
（1）生活利便性が確保される区域	都市機能誘導区域となるべき中心拠点、地域・生活拠点の中心部に徒歩、自転車、端末交通等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び公共交通軸に存する駅、バス停の徒歩圏、自転車利用圏に存する区域から構成される区域
（2）生活サービス機能の持続的確保が可能な区域	社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域
（3）居住誘導区域に含まない要件	○法令の規定により居住誘導区域に含まない区域 ○原則として居住誘導区域に含まない区域 ○適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域 ○慎重に判断を行うことが望ましい区域

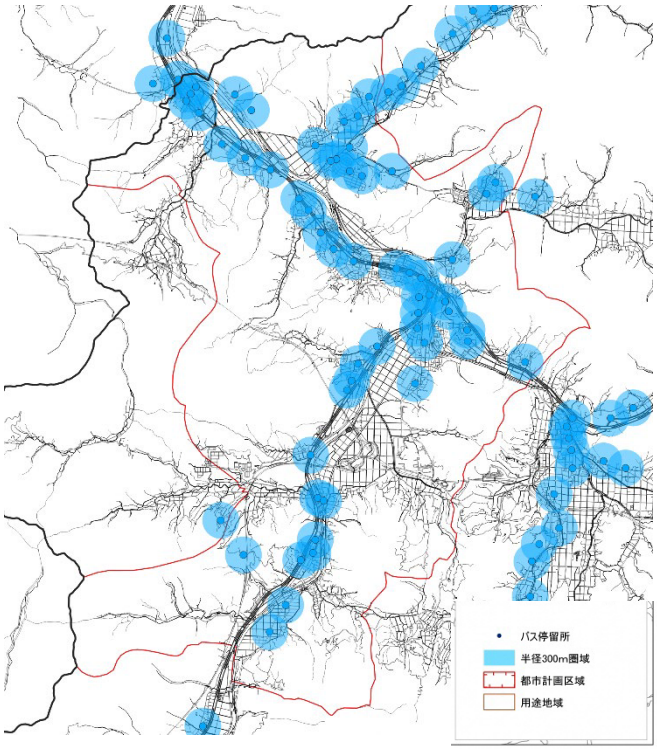
（１）生活利便性

鉄道駅・バス停の交通結節点の利用圏は以下のとおりです。

①鉄道駅徒歩圏



②バス停徒歩圏



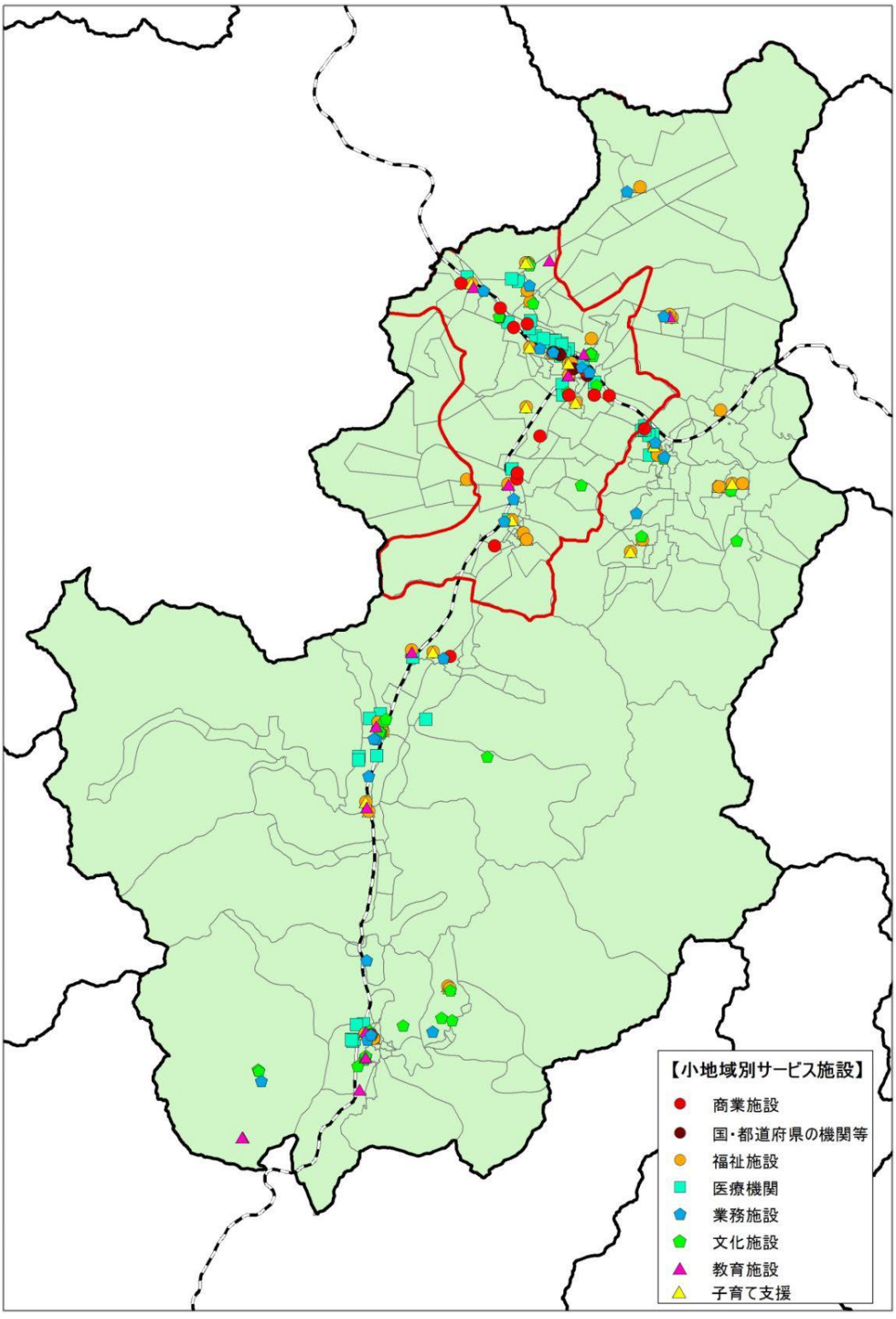
（２）生活サービス機能

①生活サービス施設と利用圏域

・生活利便施設と位置づけられる生活サービス施設と利用圏は以下のとおりです。
・市民の日常生活に必要な生活サービス施設については、概ね確保されており、今後、地域の実情に応じて、施設の維持に努めていく必要があります。

施設項目		施設名	サービス圏域
生活サービス施設	①子育て支援施設	・保育所	半径 800mを基本
		・幼稚園	〃
		・子ども園	〃
		・学童クラブ	〃
	②医療施設	・診療所	〃
		・病院 （南但休日診療所、朝来医療センター等）	〃
	③保健・福祉施設	・和田山保健センター ・和田山老人福祉センター ・安井谷老人福祉センター ・YOU・愛センター ・あったかプラザ ・地域包括支援センター（朝来市役所内）	〃
		・介護サービス （通所型、入所型、訪問型施設）	〃
		・通所授産施設（わだやま作業所）	〃
	④教育施設	・小学校	半径１ｋｍ
		・中学校	半径２ｋｍ
	⑤文化施設	・和田山図書館 ・和田山ジュピターホール	半径 800mを基本
	⑥社会教育施設	・和田山郷土資料館 ・茶すり山古墳学習館	〃
		・スポーツ施設（プール、体育館）	〃
	⑦商業業務施設	・コンビニ（ATM 含）	〃
		・スーパー	〃
		・銀行、郵便局（ATM 含）	〃
	⑧コミュニティ施設	・市民会館、集会所	〃
	⑨行政サービス施設	・市役所、市役所南庁舎	〃
交通	①鉄道駅徒歩圏域	鉄道駅	〃
	②バス停徒歩圏域	バス停	半径 300mを基本

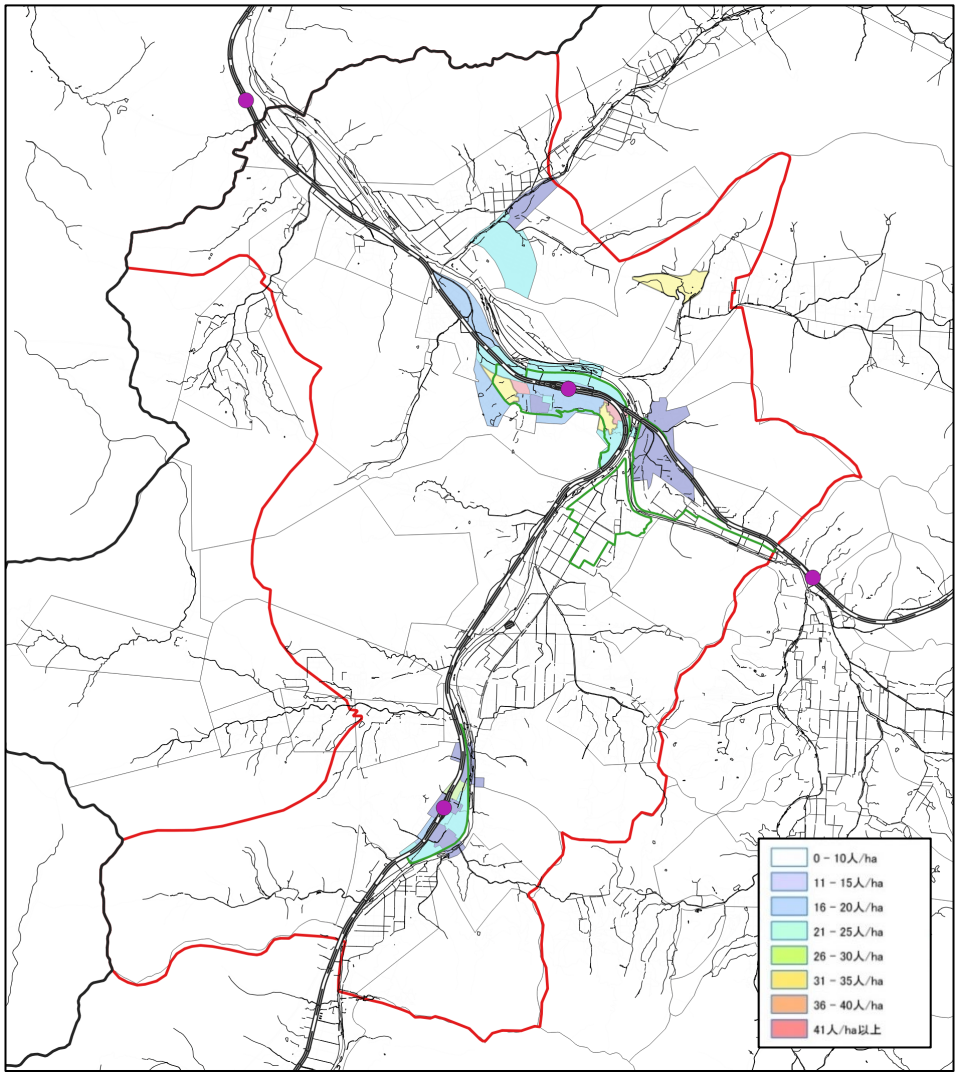
・医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、文化施設、商業業務施設等の生活サービス施設は、都市計画区域内の和田山駅周辺から一本柳公交差点周辺、及び竹田駅周辺に比較的集積がみられます。



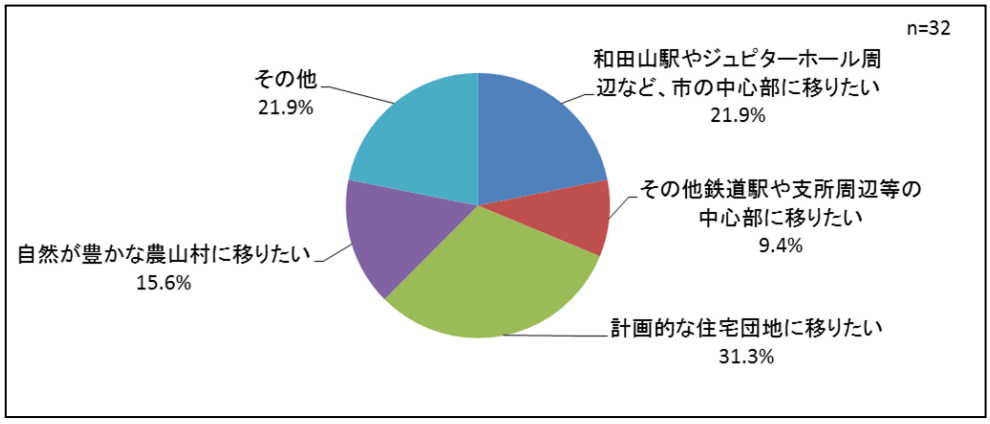
②人口密度

- 令和２（2020）年における都市計画区域の人口は約 16,000 人で、用途地域の人口密度は、約 18 人/ha となっています。
- 用途地域及び竹田駅周辺では、目標年次の人口密度の維持とともに、当該地域周辺の居住を促進し、日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度の確保に努めるものとします。

地区別人口密度（令和2（2020）年）



市内転居意向者の転居先



（３）居住誘導区域に含まない要件

・国（第１２版 都市計画運用指針（令和４年４月））が示す居住誘導区域に含まない要件は以下のとおりです。

区分	要　件
ⅰ　居住誘導区域に含まないこととされていることに留意すべき区域	ア法第７条第１項に規定する市街化調整区域 イ建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第３９条第１項に規定する災害危険区域のうち、同条第２項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域 ウ農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第２項第１号に規定する農用地区域又は農地法（昭和２７年法律第２２９号）第５条第２項第１号ロに掲げる農地（同法第４３条第１項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同号ロに掲げる農地を含む。）若しくは採草放牧地の区域 エ自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第１項に規定する特別地域、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２５条若しくは第２５条の２の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）第１４条第１項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第２５条第１項に規定する特別地区又は森林法第３０条若しくは第３０条の２の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第４１条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第４４条において準用する同法第３０条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区 オ地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項に規定する地すべり防止区域（同法第２条第４項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第１項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。） カ急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第２条第３項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第１項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。） キ土砂災害特別警戒区域 ク特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項に規定する浸水被害防止区域
ⅱ　原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	ア津波災害特別警戒区域 イ災害危険区域（ⅰ）イに掲げる区域を除く。）
ⅲ　適当でないと判断される場合は原則として居住誘導区域に含まない区域	ア土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域 イ津波防災地域づくりに関する法律第５３条第１項に規定する津波災害警戒区域 ウ水防法（昭和２４年法律第１９３号）第１５条第１項４号に規定する浸水想定区域

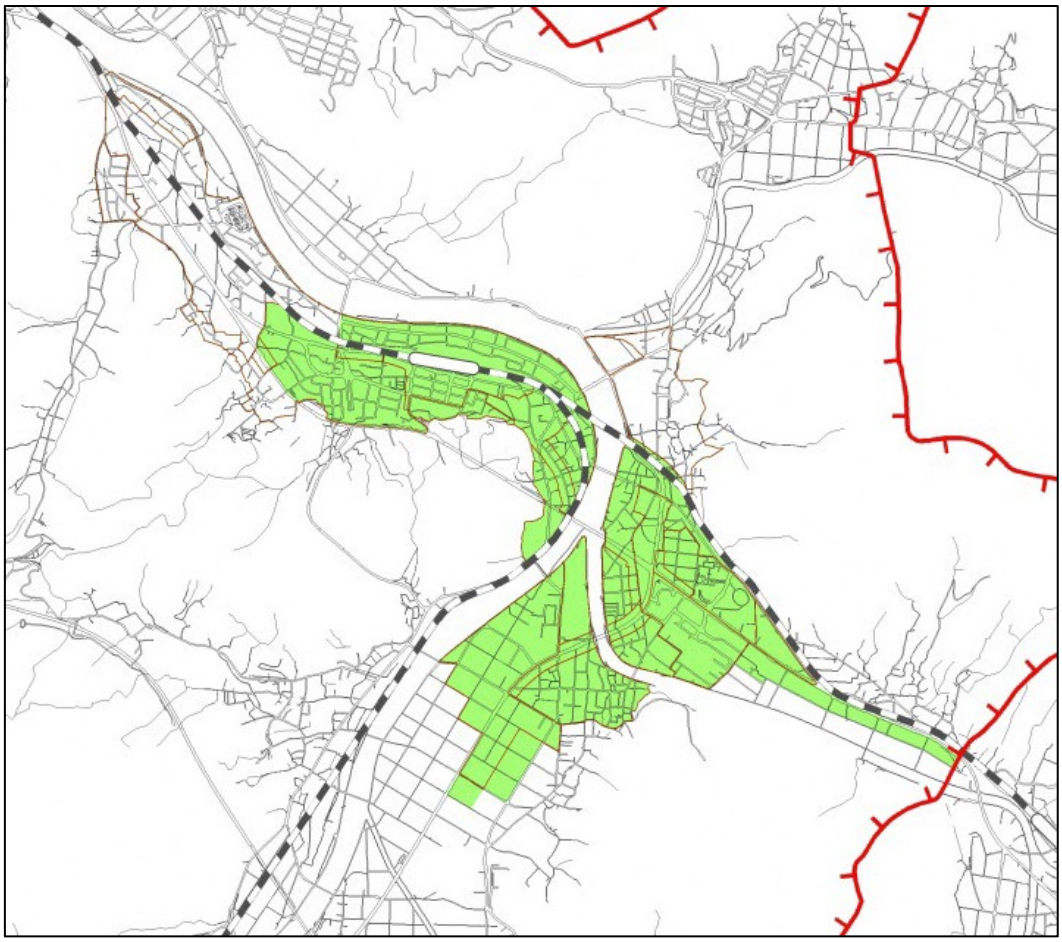
	エ土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第４条第１項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第８条第１項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第４条第２項第４号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域
ⅳ　慎重に判断を行うことが望ましい区域	ア法第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第１３号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 イ法第８条第１項第２号に規定する特別用途地区、同法第１２条の４第１項第１号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 ウ過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 エ工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域

（４）本市における居住誘導区域の設定

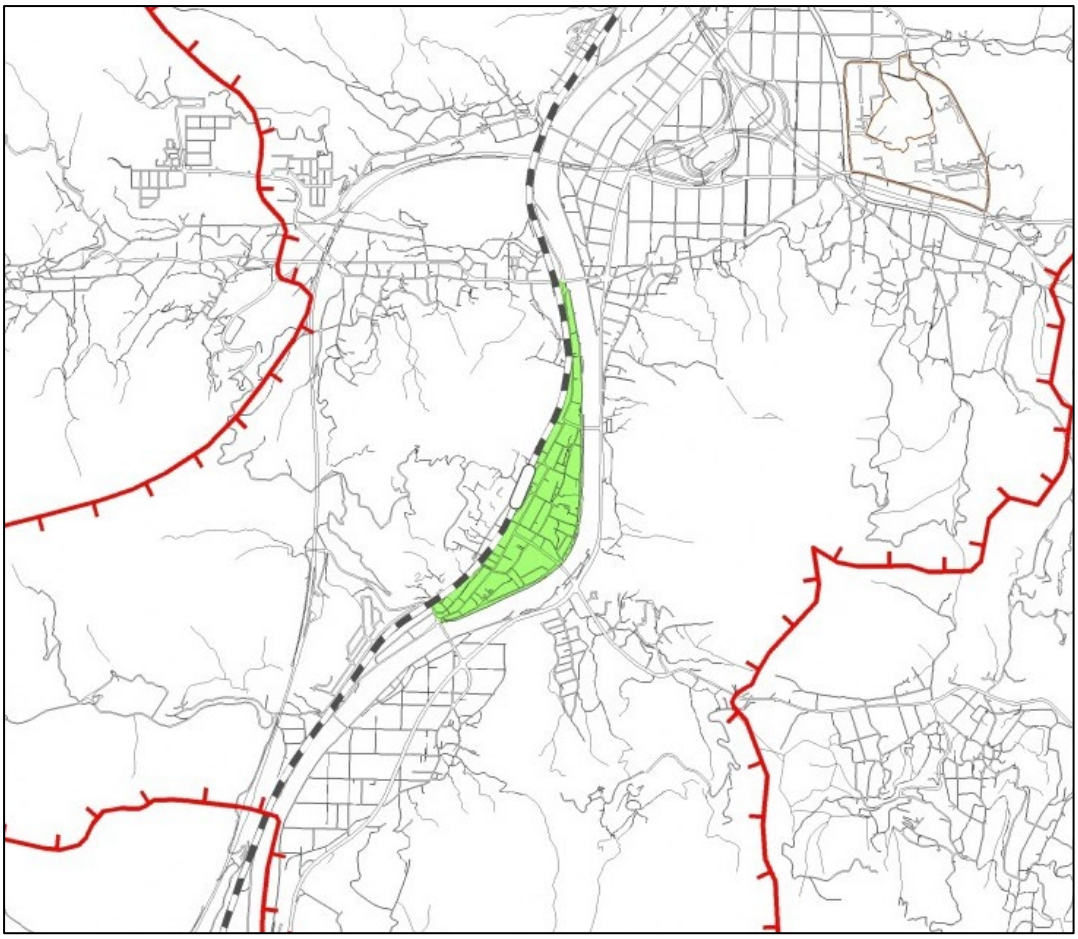
国が示す要件や地域の実情等を踏まえ、本市においては以下の区域周辺において居住誘導区域を設定します。

区域	設定の考え方
JR 和田山駅周辺	本市の玄関口である和田山駅を有し、高速バスの乗り場ともなっています。また、朝来市役所をはじめ、南但馬警察署和田山交番や兵庫県但馬県民局和田山庁舎などの官公署施設や商店街が立地しており、市民や地域住民の行政サービスや日常の生活サービス、周辺地域等と連携する公共交通サービスを維持していく必要があります。 こうしたことから、居住の誘導にふさわしい区域にあって、JR 和田山駅を中心とした範囲で居住誘導区域を設定します。
一本柳交差点周辺	国道９号と 312 号の結節点に位置し、周辺の大規模商業施設を中心に沿道サービス施設はじめ、和田山ジュピターホール、和田山図書館、和田山生涯学習センター等の文化施設が集積しており、市民や周辺地域の生活利便施設として利用されています。今後も大規模商業施設を中心とする商業サービスの利便性を確保していくため、適切な用途地域等の指定により、建築活動を適正に誘導するとともに、文化・交流サービスを維持していく必要があります。 こうしたことから、居住の誘導にふさわしい区域にあって、大規模商業施設周辺のバス停を中心とした範囲で居住誘導区域を設定します。
朝来医療センター周辺	国道 312 号沿道周辺に位置する朝来医療センターは、今後増加する高齢者疾患の医療に重点をおいた２次医療を提供するとともに、地域の診療所や市の福祉部門等と連携した施設として平成 28（2016）年５月に開設された施設です。今後の更なる高齢化に対応する医療・福祉サービスや沿道サービスの利便性を維持していくため、適切な用途地域等の指定により、建築活動を適正に誘導していく必要があります。 こうしたことから、居住の誘導にふさわしい区域にあって、朝来医療センターのバス停を中心とした範囲で居住誘導区域を設定します。
JR 竹田駅周辺	都市計画区域内にある２つの鉄道駅（和田山駅、竹田駅）の一つを有しています。また、竹田城の城下町として高密度な市街地が形成されており、現在でも人口密度が高くなっています。このため、今後、適切な用途地域等の指定により、建築活動等を適正に誘導していく必要があります。 さらに、竹田城来訪者等の交流人口、地域住民や来街者の生活・交流サービスを維持していく必要があります。 こうしたことから、利便性の高いバス停及び JR 竹田駅を中心とした居住の誘導にふさわしい範囲で居住誘導区域を設定します。

■居住誘導区域の設定



JR 和田山駅周辺・一本柳交差点周辺・朝来医療センター周辺



JR 竹田駅周辺

3-2 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

（1）都市機能誘導区域の基本的な考え方

・国が示す都市機能誘導区域の基本的考え方は以下のとおりです。

都市機能誘導区域の基本的考え方

要件	考え方
①生活サービス施設を誘導する区域	・都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内の具体的な場所は問わずに、生活サービス施設の誘導を図るものである。 ・都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるべきである。
②区域の設定と規模	・都市機能の充足による居住誘導区域への居住の誘導、人口密度の維持による都市機能の持続性の向上等、住宅及び都市機能の立地の適正化を効果的に図るという観点から、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を設定することとなる。 ・都市機能誘導区域は、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定する。 ・都市機能誘導区域の規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める。

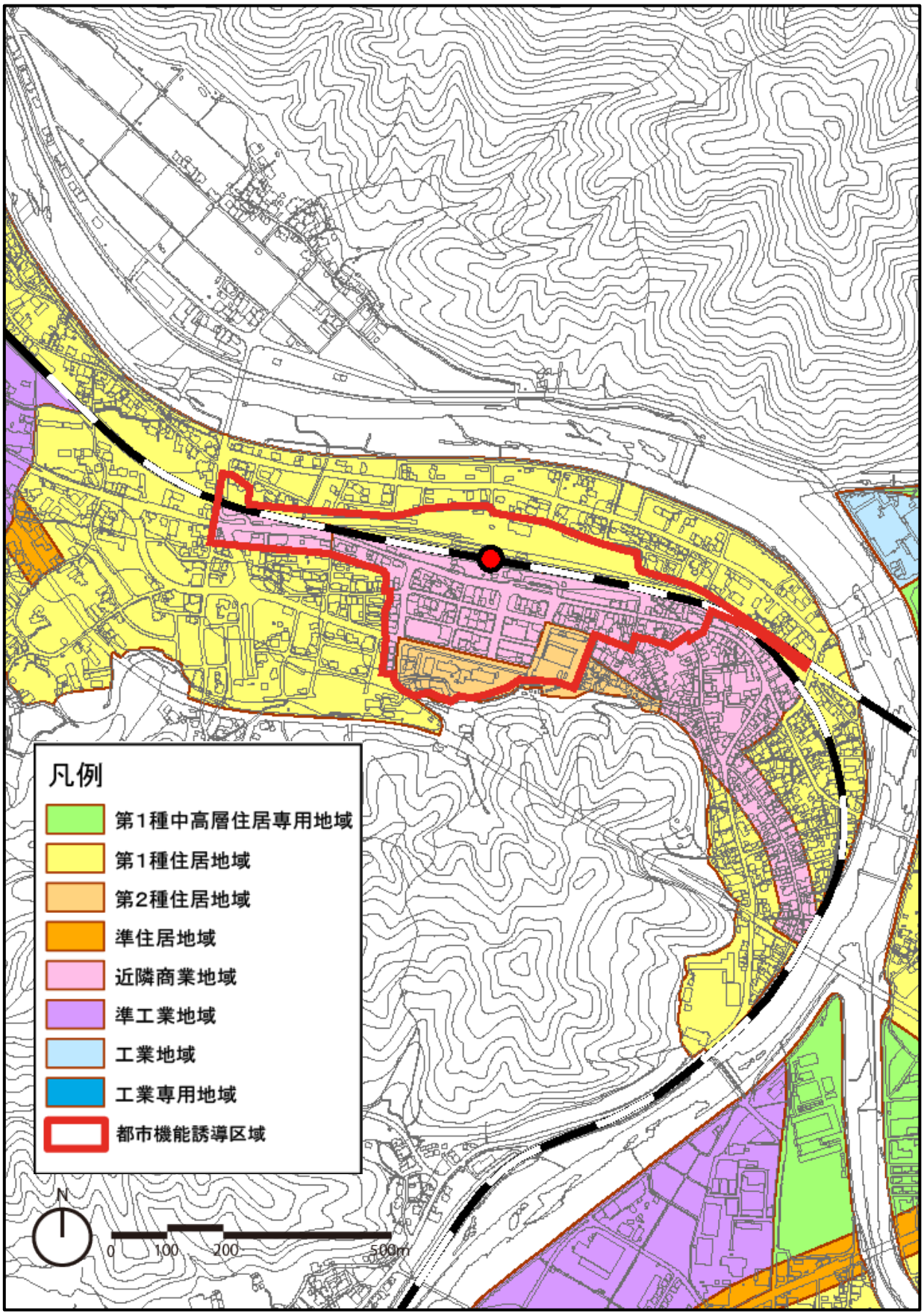
（2）都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、その基本的考え方に基づき、都市計画区域の各拠点において市街地の状況や公共交通の状況等に配慮し、以下の考え方に基づき設定します。また、区域は原則として地形地物によるものとします。

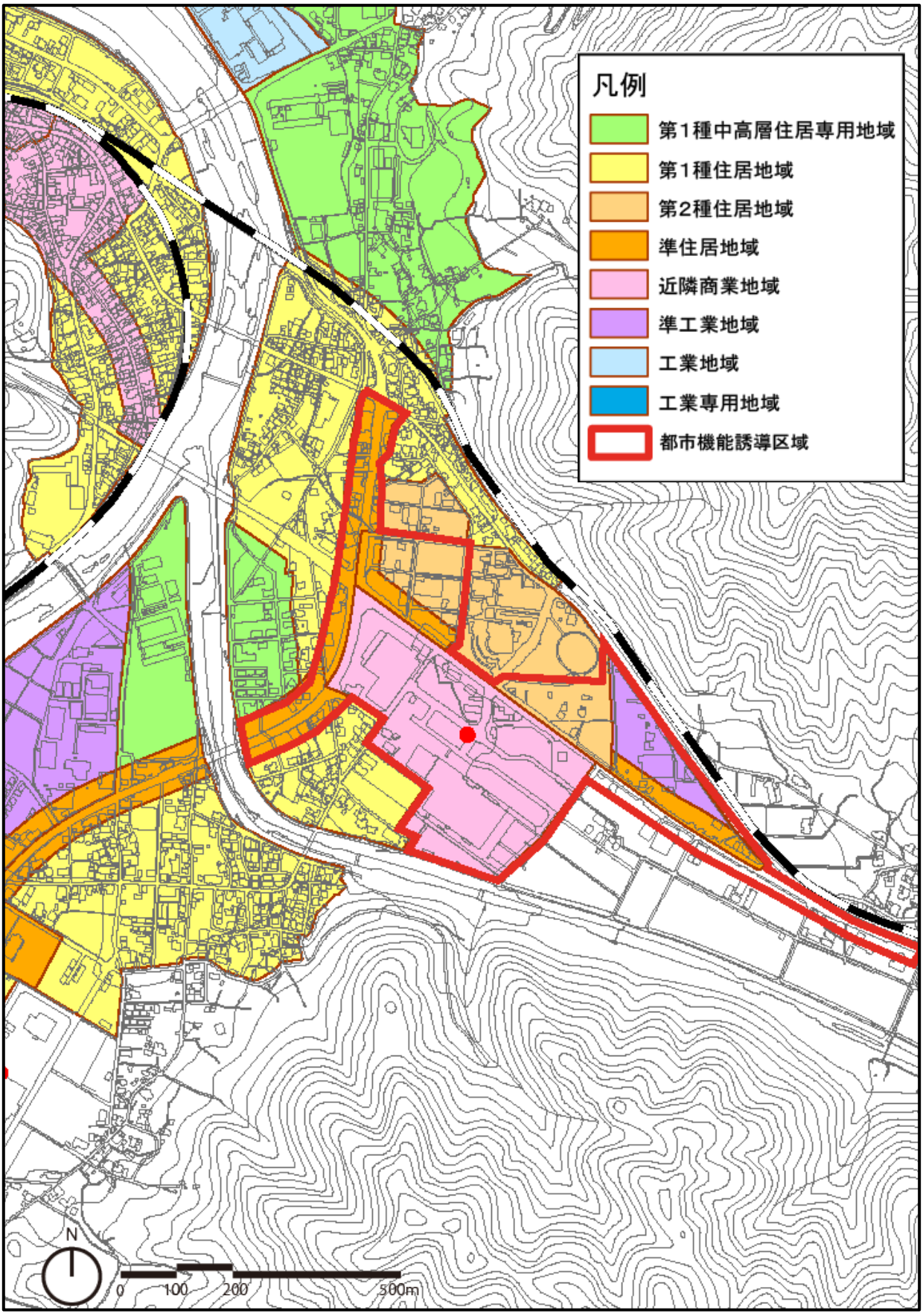
拠点	設定の考え方
中心拠点	JR 和田山駅、朝来市役所周辺は、「行政サービス・交通拠点」として位置づけられています。市の玄関口である JR 和田山駅は特急停車駅で、市内の各地域と連携する駅前のバス停の運行本数は 72 本/平日、朝来市役所口は 80 本/平日と市内で特に多くとなっています。 このように、JR 和田山駅周辺は、行政サービス機能が充実し、市内からの公共交通の利便性が高くなっています。このことから、JR 和田山駅を中心に都市機能誘導区域を設定し、市の中心核として、行政サービス・公共交通サービス機能を維持していきます。なお、区域の範囲については、JR 和田山駅から 800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。
地域拠点	一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として位置づけられています。大規模商業施設のバス停の運行本数は 80 本/平日、中央公園バス停は 32 本/平日と、商業施設バス停が多くなっています。 このように、大規模商業施設周辺は、商業サービス機能が充実し、広範囲で公共交通の利便性が高くなっています。このことから、大規模商業施設を中心に都市機能誘導区域を設定し、商業サービス・文化サービス機能等を維持していきます。なお、区域の範囲については、大規模商業施設から 800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。
	朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として位置づけられています。センターのバス停の運行本数は 81 本/平日と多くなっています。今後の高齢化の進展に対応する病院として、そのサービスの維持と福祉等と連携のとれた施設を誘導する効果や、沿道等の商業サービス機能が充実し、広範囲からの公共交通の利便性が高くなっています。このことから、センター周辺を中心に都市機能誘導区域を設定し、医療・福祉サービス・商業サービス機能等を維持・誘導していきます。 なお、区域の範囲については、朝来医療センターから 800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。
生活拠点	JR 竹田駅周辺は、竹田城を核とする「広域観光・交流拠点」として位置づけています。JR 竹田駅は都市計画区域にある 2 つの駅の一つで、周辺には竹田まちなか観光駐車場が整備されています。竹田駅バス停と周辺の上町バス停の運行本数は 15 本/平日と少ない状況ですが、竹田駅周辺

拠点	設定の考え方
	では多くの観光客等が訪れており、多様な交流によりにぎわいがみられます。人口減少・高齢化が進む駅周辺の市街地においては、こうした交流を通じて、人口減少に歯止めをかけ、定住人口につなげることが必要となっています。このことから、竹田駅周辺やまちなか観光駐車を中心に都市機能誘導区域を設定し、日常の生活サービス機能と合わせて交流機能を維持・誘導していきます。なお、区域の範囲については、竹田駅周辺等から800mの徒歩圏にあって、土地活用が可能な範囲に設定します。

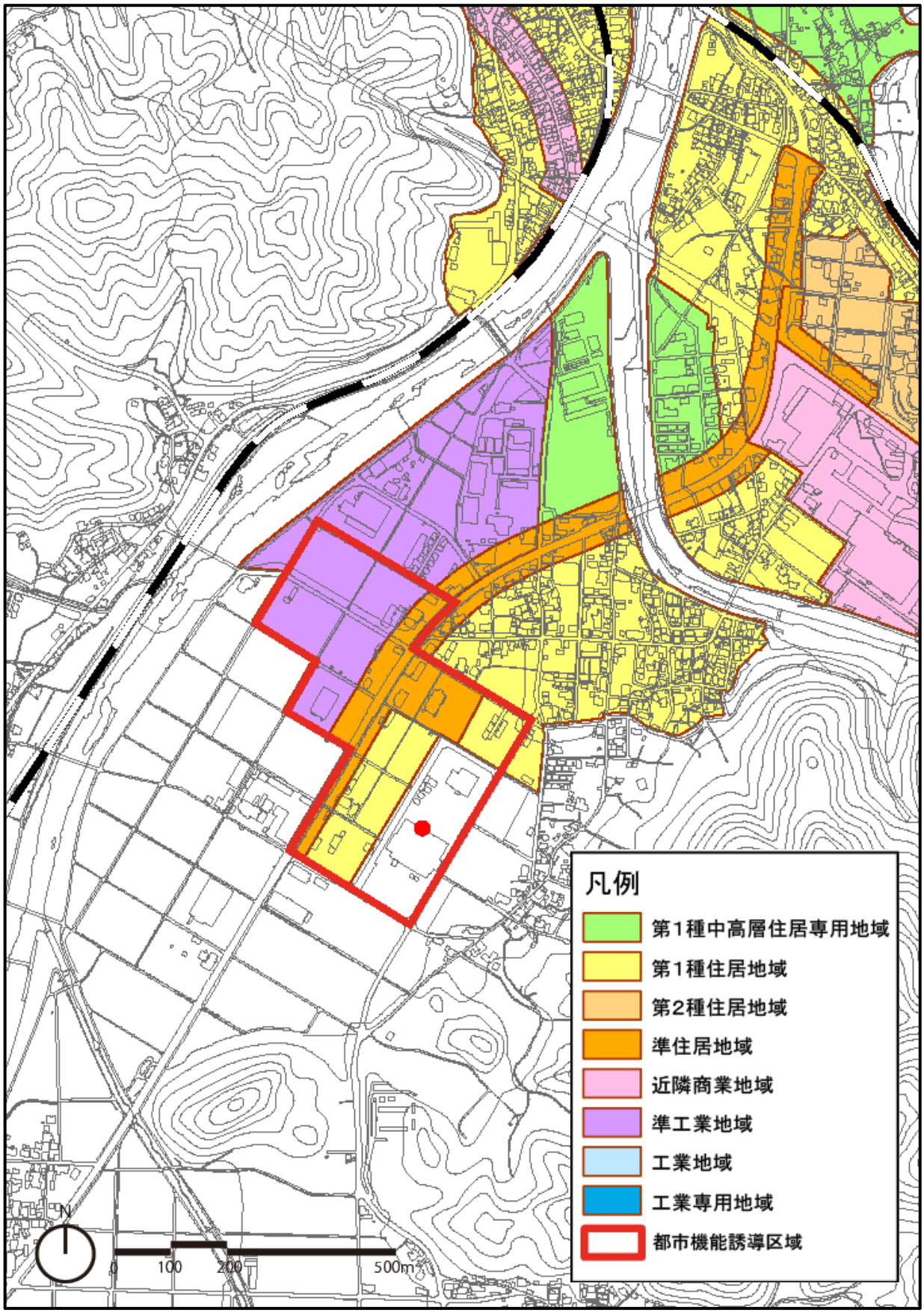
①中心拠点【JR 和田山駅周辺都市機能誘導区域】



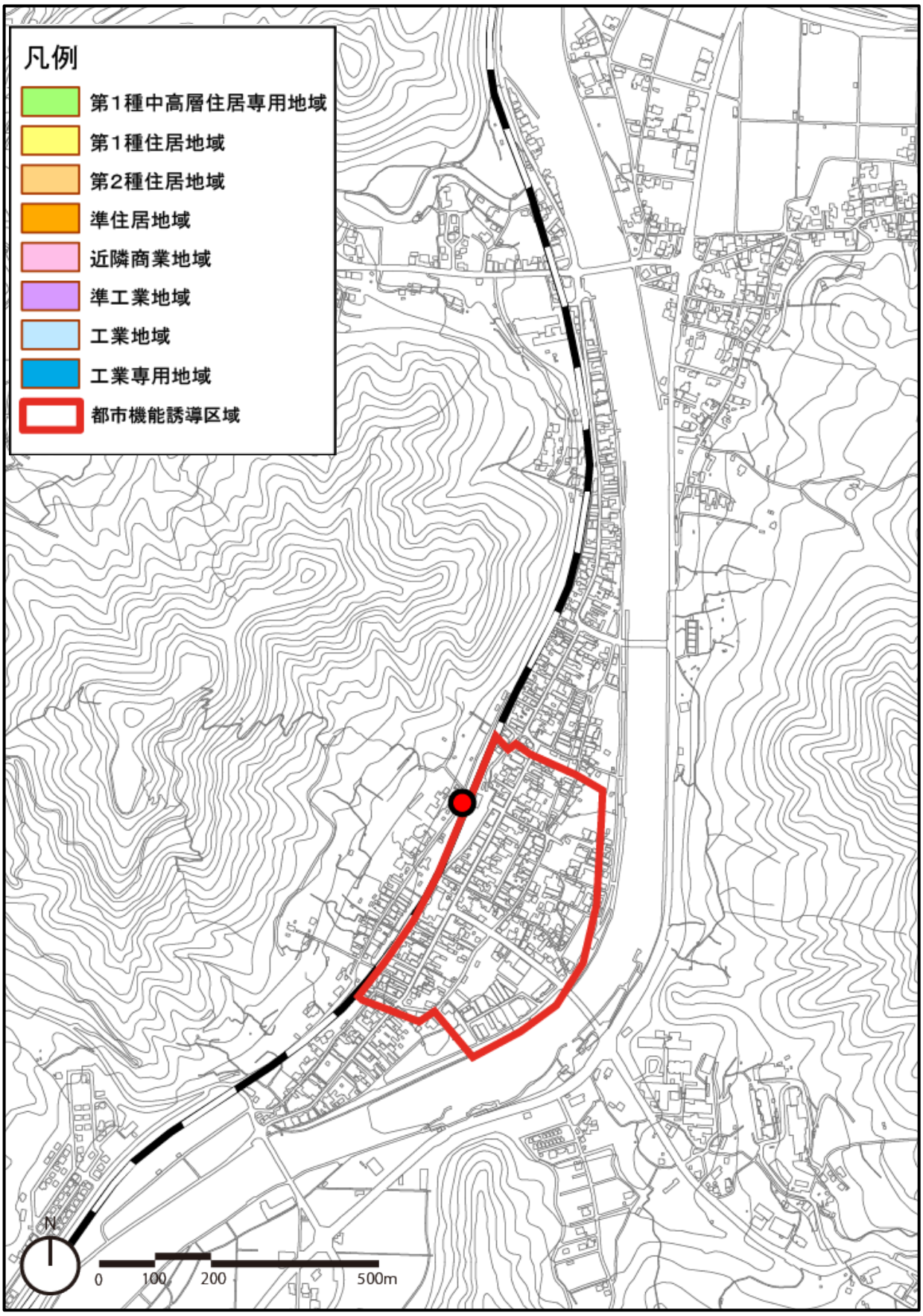
②地域拠点【一本柳交差点周辺都市機能誘導区域】



③地域拠点【朝来医療センター周辺都市機能誘導区域】



④生活拠点【JR 竹田駅周辺都市機能誘導区域】



（２）誘導施設の設定

国における誘導施設の基本的考え方は以下のとおりです。

誘導施設の基本的考え方

	基本的考え方（抜粋）
誘導施設	・この際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定める。 ・都市機能誘導区域外において、当該誘導施設が立地する際には、届出を要することに留意し、誘導施設が都市機能誘導区域内で充足している場合等は、必要に応じて誘導施設の設定を見直す。また、誘導施設が都市機能誘導区域外に転出してしまう恐れがある場合には、必要に応じて誘導施設として定める。

上記を踏まえ、本市において考えられる誘導施設は以下の通りです。

区分	考えられる誘導施設
高齢化の中で必要性の高まる施設	・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センター等
子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる	・幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
集客力がありまちの賑わいを生み出す施設	・図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
行政サービスの窓口機能を有する施設	・市役所支所等の行政施設

１）誘導施設の設定方針

本市の生活サービス施設の立地状況から、身近な生活に密着した子育て支援施設、教育施設をはじめ、小・中規模なスーパー、コンビニ、診療所、通所型介護施設等は、日常生活圏に分散配置することで生活利便性の維持・確保を図ります。

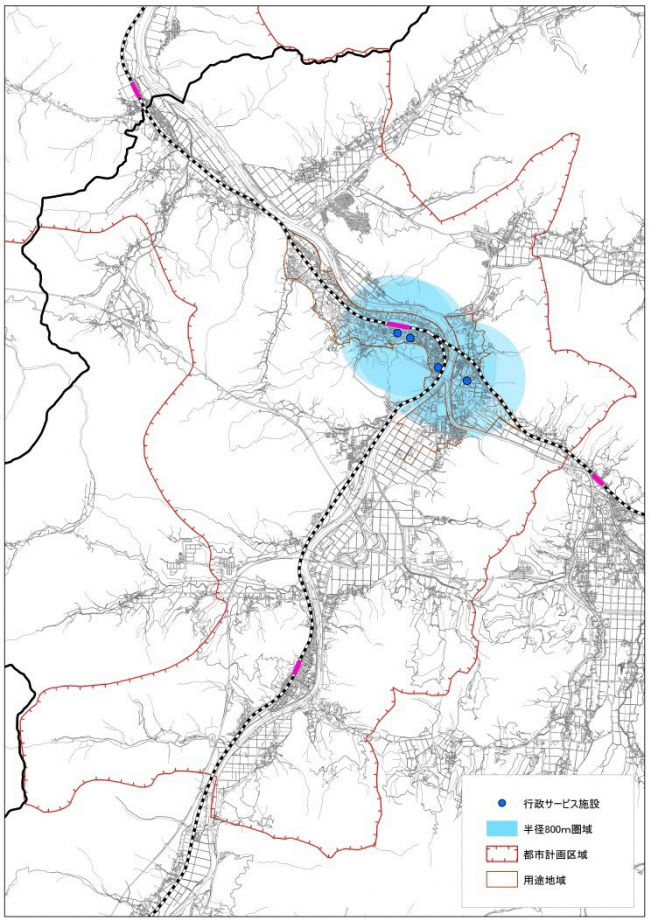
一方、まちのにぎわいに寄与する大規模商業施設や商業機能と交流機能を持つ複合施設、高齢化に対応する２次医療の病院等は、地域の拠点性を高める施設であり、本市の魅力につながる施設であることから、市内全域や市外からも利用されるこれら施設の維持を基本に誘導施設を設定します。

２）誘導施設の設定

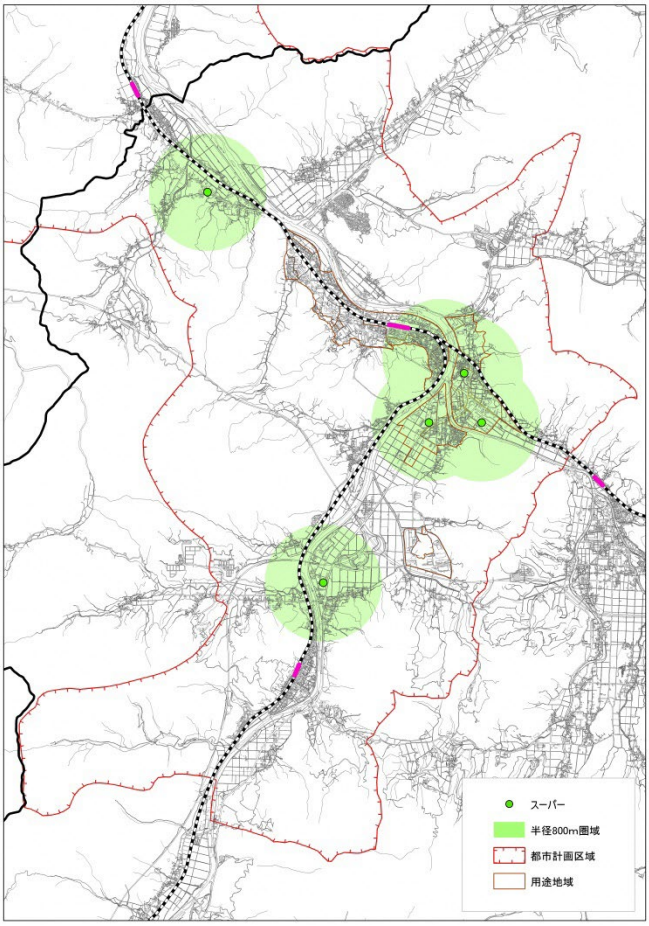
誘導施設の設定にあたっては、上記の設定方針に基づき、各都市機能誘導区域において、以下のように設定します。

拠点	設定の考え方
中心拠点 （JR 和田山駅周辺）	【誘導施設：官公署施設・生鮮食料品販売店舗（200 ㎡～500 ㎡）】
	・JR 和田山駅周辺は、「行政サービス・交通拠点」として、行政サービス施設等が立地しています。 ・必要な施設に関する地域の意向（大蔵小学校区）は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「高齢者福祉施設」「医療施設・診療所」「銀行・郵便局」等の順に割合が高く、行政サービス施設の維持と合わせてこれら施設を確保し、人口密度を維持していく必要があります。
地域拠点 （一本柳交差点周辺）	【誘導施設：大規模商業施設（床面積 3000 ㎡以上）】
	・一本柳交差点周辺は、「広域商業・文化拠点」として、大規模な商業施設を中心とした商業施設や文化施設が集積しています。 ・必要な施設に関する地域の意向（枚田小学校区）は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「高齢者福祉施設」「医療施設・診療所」の順に割合が高く、大規模商業施設の維持と合わせてこれらの施設を確保し、人口密度を維持していく必要があります。

行政サービス施設の立地状況

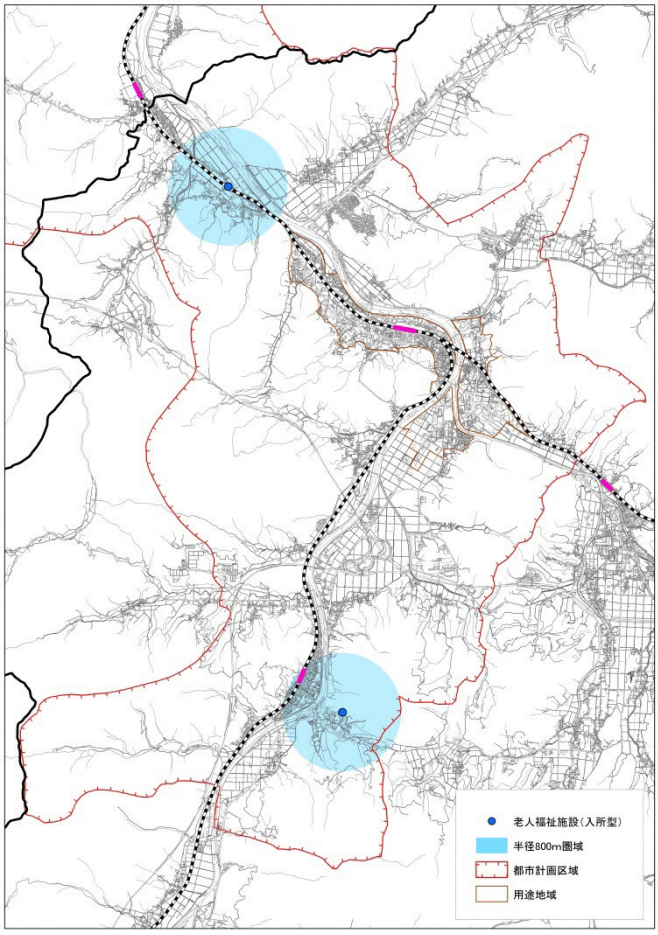


商業施設（スーパー）の立地状況

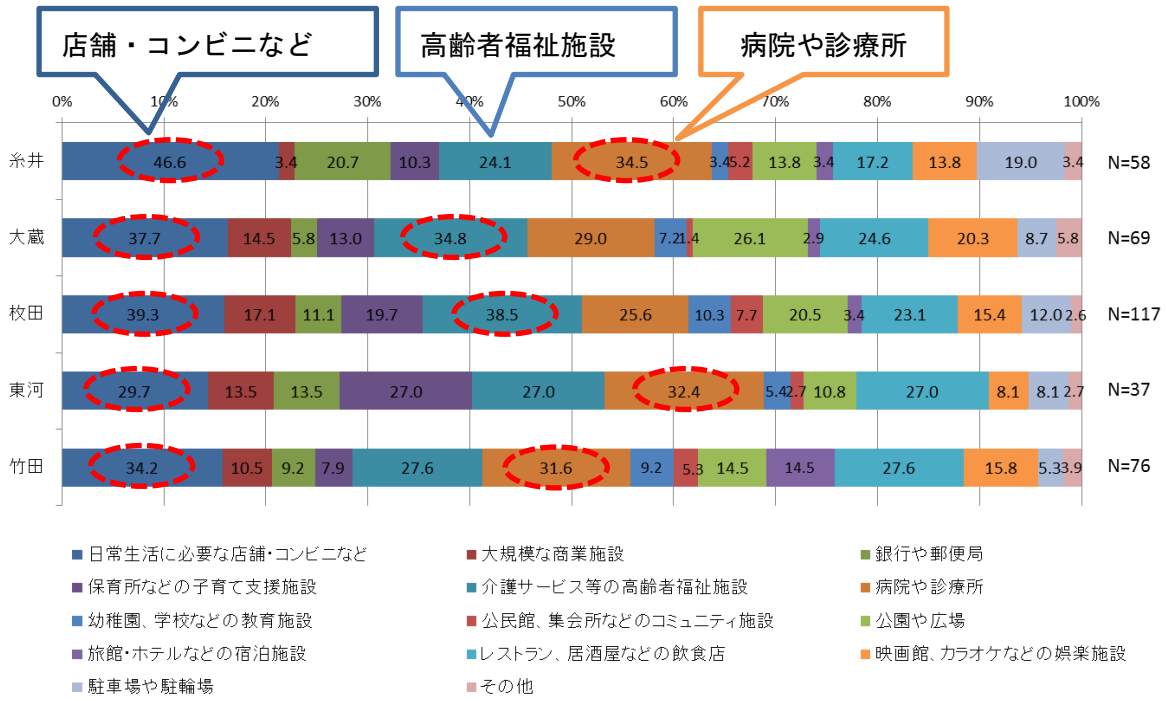


拠点	設定の考え方
地域拠点 （朝来医療センター周辺）	【誘導施設：高齢者入所施設】 ・朝来医療センター周辺は、「地域商業・医療福祉拠点」として、同センターと沿道サービス施設等が立地しています。 ・必要な施設に関する周辺地域の意向（枚田小学校区）は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「高齢者福祉施設」「医療施設・診療所」等の順に割合が高く、高齢化に対応する病院に合わせて高齢者福祉施設（入所型）等の誘導と合わせて既存生活サービス施設を確保し、人口密度を維持していく必要があります。
生活拠点 （JR 竹田駅周辺）	【誘導施設：生鮮食料品販売店舗（200 ㎡～500 ㎡）】 ・JR 竹田駅周辺では、「広域観光・交流拠点」として竹田城跡に多くの観光客が訪れており、観光交流施設が立地しています。 ・必要な施設に関する地域の意向（竹田小学校区）は、「日常生活に必要な店舗・コンビニ」「医療施設・診療所」「高齢者福祉施設」等の順に割合が高く、日常購買施設を誘導し、人口密度の維持や交流人口を拡大していく必要があります。

老人福祉施設（入所型）の立地状況



■お住まいの地区の中心部に必要な施設（都市計画区域及び周辺地域）



第4章　目標値の設定と誘導にあたって講ずべき施策

・将来都市構造の実現に向け、第３章で設定した居住誘導区域及び都市機能誘導区域への誘導を推進するため、以下の通り目標値を設定し、誘導施策を展開していきます。

4-1　目標値の設定

令和２（2020）年における用途地域内の人口は約 5,000 人、用途地域面積は 274ha で人口密度は約 18.2 人/ha となっており、平成 27（2015）年の人口密度 18.9 人/ha（用途地域内人口は約 5,200 人、面積は 274ha）からほぼ横ばいで推移しています。

平成 27（2015）年から令和２（2020）年における都市計画区域人口の減少率は 3.7%、用途地域人口の減少率は 3.5%と、今後都市計画区域人口の減少とあわせて用途地域内人口も減少していくことが見込まれます。

また、各拠点の主要なバス停の運行本数も今後減少が見込まれます。

一方、都市計画区域人口に対する用途地域人口割合は、平成 27（2015）年 31.28%、令和２（2020）年 31.32%とわずかながら増加傾向にあります。こうしたことから、目標値の設定にあたっては、人口減少に着目し、各種施策の展開により、居住誘導区域内の人口及び人口密度を維持し、市民の日常の生活サービスや公共交通の利便性を確保していく必要があります。

このため、令和 24（2042）年の居住誘導区域内人口密度について、約 18 人/ha に維持することを目標とします。このことにより、都市計画区域人口に対する用途地域の人口割合を現況の約 31.3%以上に維持し、市街地の拡散防止を図ります。

	現況（令和２年） （用途地域内）	目標年（令和 24 年） （居住誘導区域内）
人口密度	約 18 人/ha※	約 18 人/ha

※令和２年の用途地域面積を用途地域人口で除した人口密度（グロス人口密度）

4-2 講ずべき施策

居住誘導区域や都市機能誘導区域において、立地適正化計画のよる優遇制度を活用しながら、コンパクトなまちづくりを推進するため、居住や都市機能を誘導する施策を展開していきます。

① 都市機能誘導区域における都市機能の維持・確保

高次な都市機能が集積する和田山地域では、JR 和田山駅周辺を「中心拠点」、一本柳交差点周辺及び朝来医療センター周辺を「地域拠点」、竹田城跡周辺の JR 竹田駅を「生活拠点」として、各拠点の特性に応じた都市機能の維持・確保を図ります。

具体的には、以下の施策を展開していきます。

都市機能を誘導する主な施策

区分	拠点名称	主な施策
中心拠点	JR 和田山駅周辺	・駅南北自由通路の整備 ・駅北遊休地の活用 ・商業・交流機能の導入
地域拠点	一本柳交差点周辺	・商業・文化機能の拡充 （適切な用途地域等の指定による建築活動の適正な誘導）
	朝来医療センター	・医療・福祉、商業機能の拡充 （適切な用途地域等の指定による建築活動の適正な誘導）
生活拠点	JR 竹田駅周辺	・観光機能、交流機能等の充実 （適切な用途地域等の指定による建築活動の適正な誘導）



駅南北自由通路の整備（JR 和田山駅）



商業機能の導入（写真：事例）



商業・文化機能の拡充（9 号沿道東側）
（写真：国道9号南側の大規模店舗）



朝来医療センター

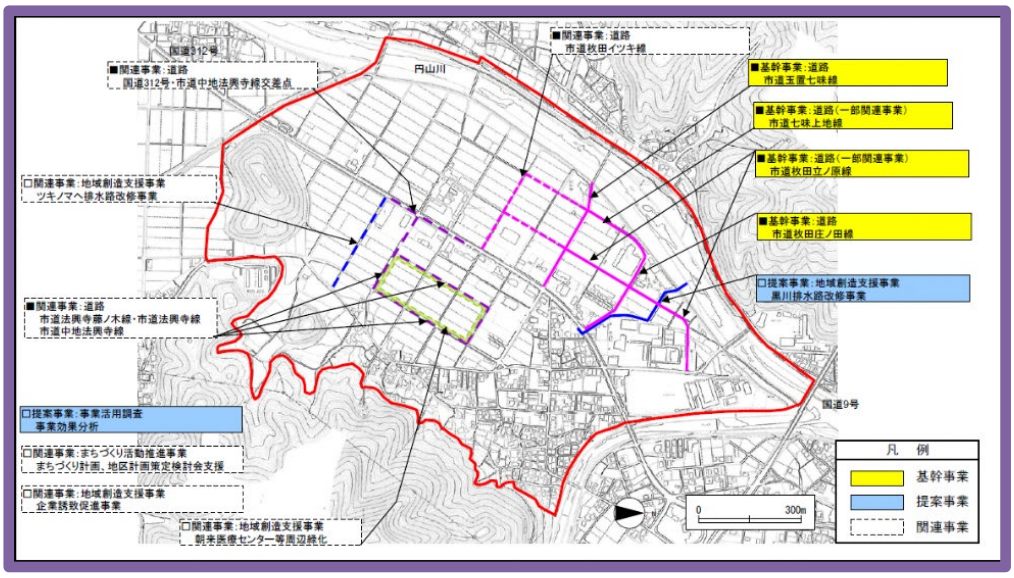
② 居住誘導区域における人口密度の維持

居住誘導区域における人口密度を維持するため、土地区画整理事業など計画的な市街地整備や防災性の向上につながる道路・公園など都市基盤施設の整備等に取組ます。

また、住み心地の良い居住空間を創出するため、公共交通のサービス水準の更なる向上等に取り組むとともに、歩行や自転車走行環境等の整備に努めます。



和田山中央公園の拡充
（防災機能等の強化）



都市再生整備計画事業（枚田地区）整備方針

③ 公共交通ネットワークの充実

各都市拠点を結ぶ基幹公共交通軸である鉄道とバスの乗り継ぎの利便性の向上をはじめ、日常生活を支えるバスの運行本数、運行時間、運行ルートの再検討や、新たな移動手段の導入に向けた検討を行います。



アコバス（コミュニティバス）

④ 既存ストックの活用

都市機能の誘導にあたり、和田山機関庫等の既存施設を活用したまちづくりや都市機能誘導区域内の空き家・空き地など低未利用地の活用を促進するため、空き家情報の発信等による不動産流通の促進や、空き店舗への出店支援等を行います。



機関庫（明治建築）を活かした公園整備

⑤ 公的不動産の有効活用

市の保有する公共施設については、その機能や利用状況、運営状況等の　実態を把握・整理し、市民共有の財産である公共施設のあり方を協議・検討するための基礎資料として、平成 27（2015）年 10 月に朝来市公共施設白書を作成し、平成２８年度には公共施設等総合管理計画を策定しています。公的不動産の活用にあたっては、これらの計画とも連携を図り、コンパクトシティとの整合もとりながら、民間サービスの活用も含めた公共施設の統廃合とともに、民間施設が集積する中心拠点や地域拠点等における公共施設の維持・更新など公共施設の再編を検討していきます。

4-3 評価・見直し

法第８４条に基づき、おおむね５年毎に、施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

第5章　防災指針

5-1　防災指針の概要

（1）防災指針とは

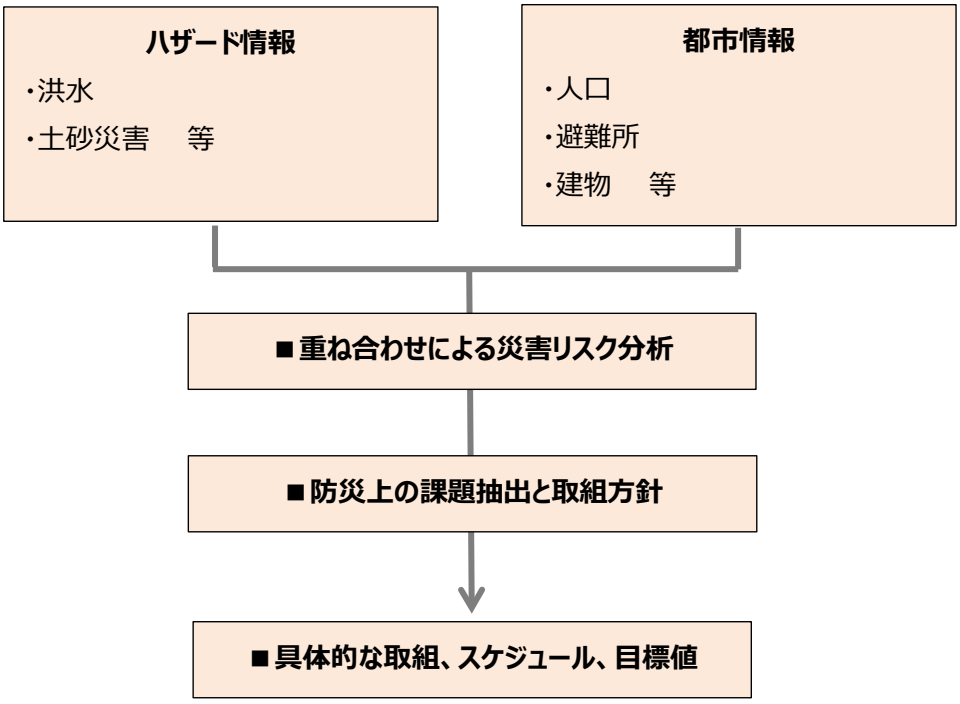
近年、全国各地で土砂災害や洪水等による自然災害が多発していますが、今後も気候変動の影響により、こうした災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

このような自然災害に対応するため、令和２（2020）年６月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に防災指針を定めることになりました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、防災施策との連携強化など、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、立地適正化計画に定めるものです。

（2）防災指針策定の流れ

防災指針は、本市におけるハザード情報と都市情報を重ね合わせることで防災上の課題を抽出し、課題に基づいた「防災まちづくり方針」を設定の上で、具体的な取組、スケジュール、目標値等を策定します。



防災指針策定の流れ

5-2 ハザード情報

(1)災害リスクの考え方

防災指針で対象とする災害リスク分析に用いるハザード情報については、朝来市地域防災計画で想定する自然災害を踏まえ、以下のとおりとします。 なお、地震災害については、 直下型地震等の災害リスクがあり、大規模な地震に備え施設やライフラインの耐震化を促進する必要がありますが、市内全域で災害リスクがあることから、本計画では対象外とします。

■誘導区域における災害リスクの考え方

災害リスク		都市計画運用指針	本市の考え方
水災害	浸水想定区域（水防法）	○災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住誘導が適当ではないと判断される場合、原則として居住誘導区域に含まないこととすべき（イエローゾーン）。 ※居住誘導区域に含める場合は，防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災対策を明らかにする必要。	誘導区域に含む
	家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水浸水想定区域図作成マニュアル）		
土砂災害	土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）		
	地すべり防止区域（地すべり防止法）	○原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき（レッドゾーン）。	誘導区域から除外
	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）		
	土砂災害特別警戒区域		

■災害リスク分析に用いるハザード情報等

災害リスク		備考
水災害	浸水想定区域（浸水深・浸水継続時間）	想定最大規模 （概ね 1 年間に 1/1000 超の確率で降る雨） 計画規模 （概ね 1 年間に 1/100 の確率で降る雨）
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）	想定最大規模
土砂災害	土砂災害警戒区域	
	地すべり防止区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	
	土砂災害特別警戒区域	

■ハザード情報の詳細

○洪水浸水想定区域（兵庫県）

〔内容〕浸水範囲と浸水深さ

〔目的〕県民の主体的避難や市町防災計画の策定等支援

〔想定する降雨（円山川水系）〕※

計　画　規　模（L1）：２日間の総雨量　327mm（概ね１年間に 1/100 の確率で降る雨）

想定最大規模（L2）：２日間の総雨量　505mm（概ね１年間に 1/1000 超の確率で降る雨）

※本計画では、L1 に対するハード・ソフトの対策、L2 に対するソフトの対策を示します。

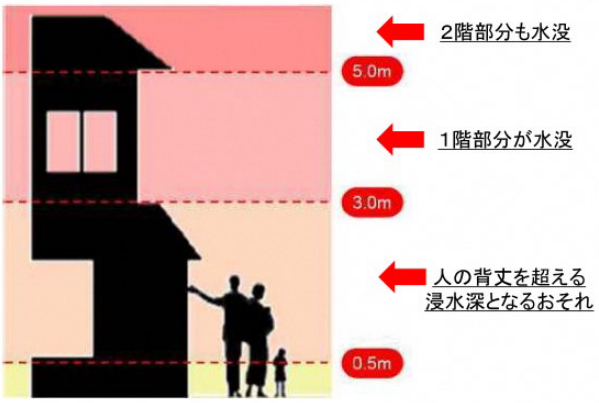
〔リスク判断〕

① 人的被害のリスク

一般的な家屋の2階が水没する浸水深 5m や、2階床下部分に相当する浸水深 3m を超えている場合、人的被害のリスクが発生する。

② 避難行動のリスク

関川水害（H7）における調査結果によれば、浸水深が膝(0.5m)以上になると、ほとんどの人が避難困難であったとされる。



※洪水浸水想定作成マニュアル（第4版）から抜粋した図を一部加工

③ 自動車走行のリスク

自動車走行について、浸水深 10 ㎝以上で自動車のブレーキ性能が低下、30 ㎝以上では乗用車の排気管やトランスミッション等が浸水する。60 ㎝以上でセダン、SUVともに走行不可に陥るとされる。（水害の被害指標分析の手引・H25 試行版）

○浸水継続時間（兵庫県）

〔内容〕浸水深 0.5m 以上が継続する時間を示す。

〔目的〕避難方法(垂直 or 水平)の選択等

〔想定する降雨（円山川水系）〕想定最大規模（２日間の総雨量　505mm、概ね１年間に 1/1000 超の確率で降る雨）

〔リスク判断〕各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、３日分以内の家庭が多いものと推測され、３日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがある。（朝来市地域防災計画において、住民に対し飲料水・食料・生活必需品等の３日分以上の備蓄が推奨されている）

○家屋倒壊等氾濫想定区域（兵庫県）

〔内容〕氾濫流又は河岸侵食により家屋等の流出・倒壊のおそれがある範囲を示す。

〔想定する降雨（円山川水系）〕想定最大規模（２日間の総雨量　505mm、概ね１年間に 1/1000 超の確率で降る雨）

〔目的〕水平避難の必要性の判断等

〇土砂災害警戒区域　(兵庫県)

〔内容〕

渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域等を指定する。

〔目的〕

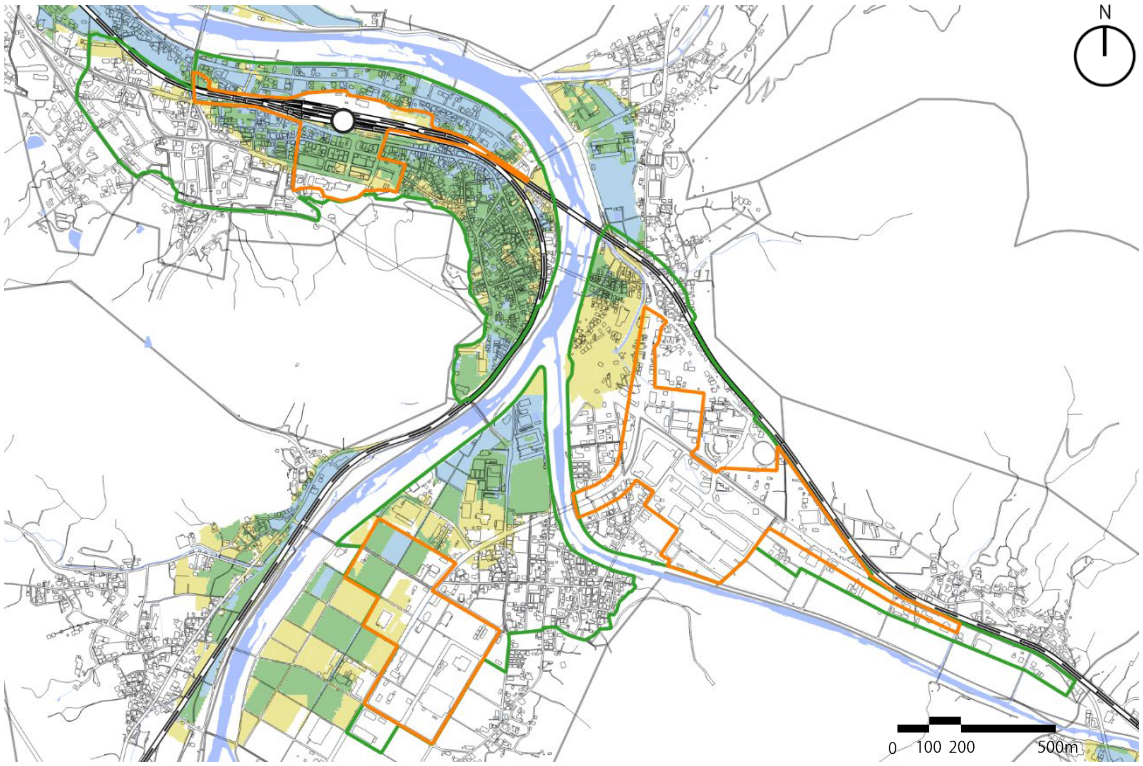
土砂災害警戒区域：危険の周知、警戒避難体制の整備

土砂災害特別警戒区域：特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等

（２）浸水想定区域（計画規模 L1）

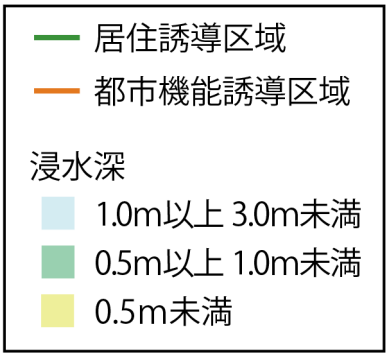
・居住誘導区域では、浸水域 3.0m以上が想定される地域はみられない状況です。

□和田山地区周辺



□竹田地区周辺



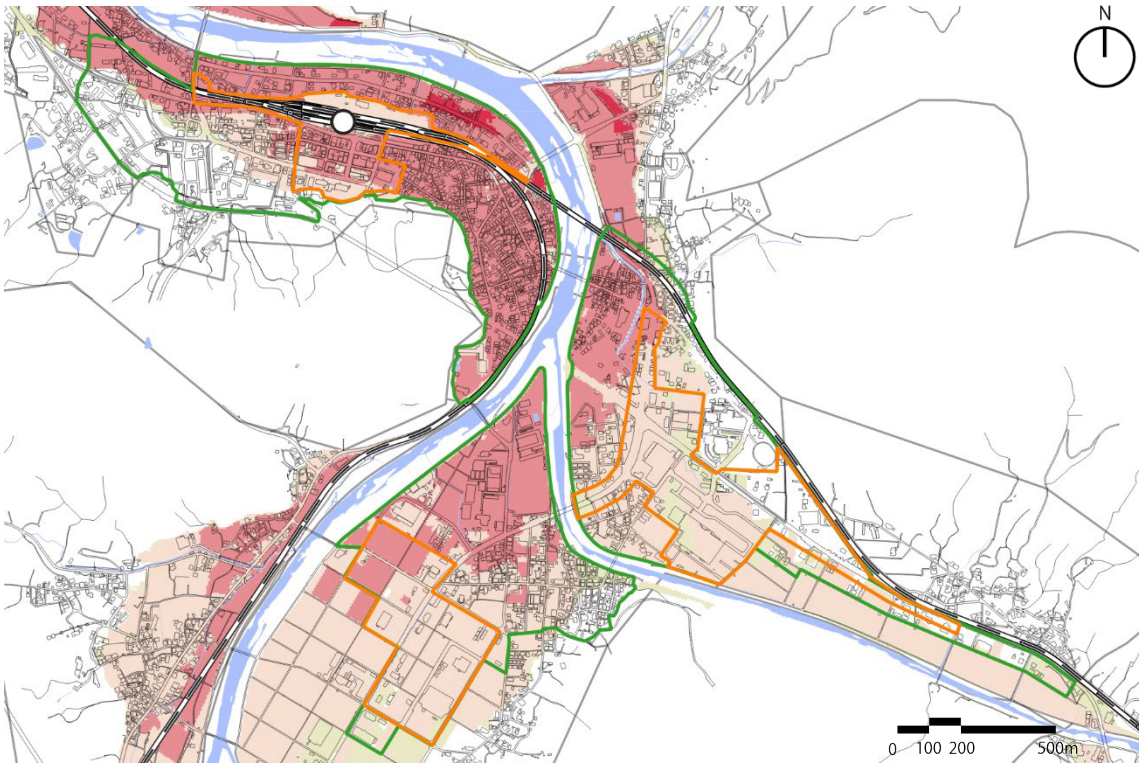


（出典：兵庫県オープンデータカタログ）

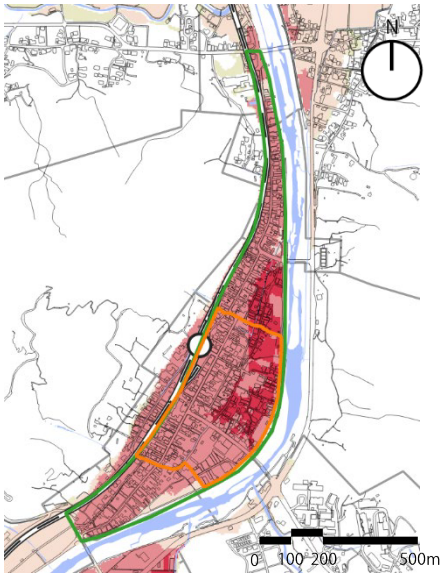
（３）浸水想定区域（想定最大規模 L2）

・居住誘導区域では、和田山駅周辺のうち北側や竹田駅の周辺など広範囲で、浸水域 3.0m 以上が想定される地域がみられます。
・一部で、浸水域 5.0m以上が想定される地域がみられます。

□和田山地区周辺



□竹田地区周辺



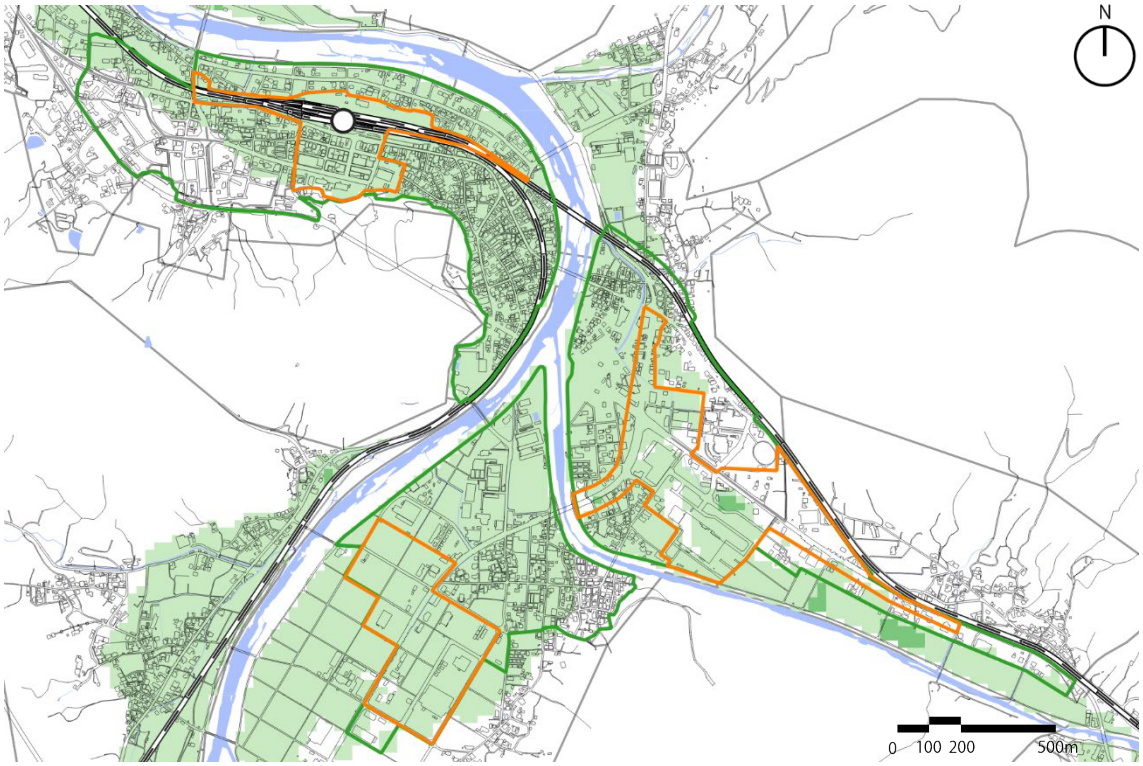


（出典：兵庫県オープンデータカタログ）

（４）浸水継続時間（想定最大規模 L2）

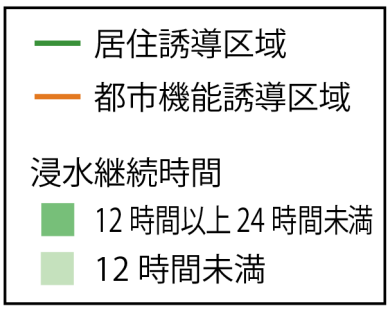
・市内には浸水継続時間 72 時間（3 日間）を超える区域はみられません。

□和田山地区周辺



□竹田地区周辺



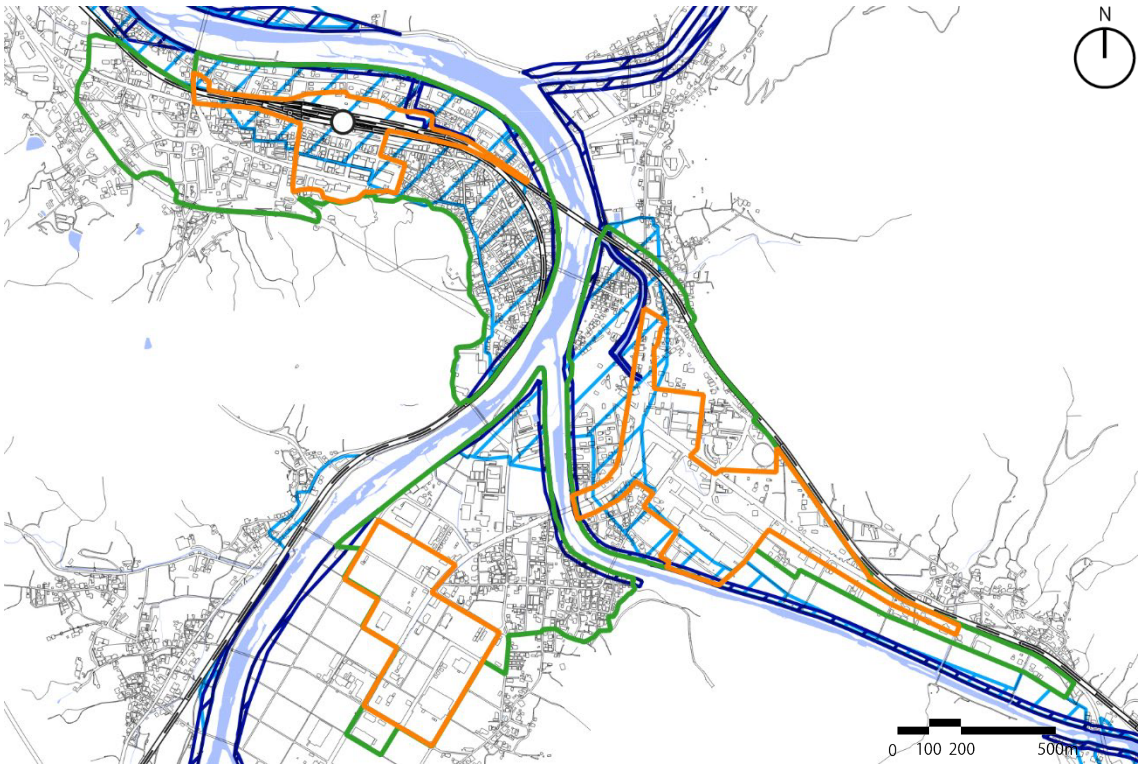


（出典：兵庫県オープンデータカタログ）

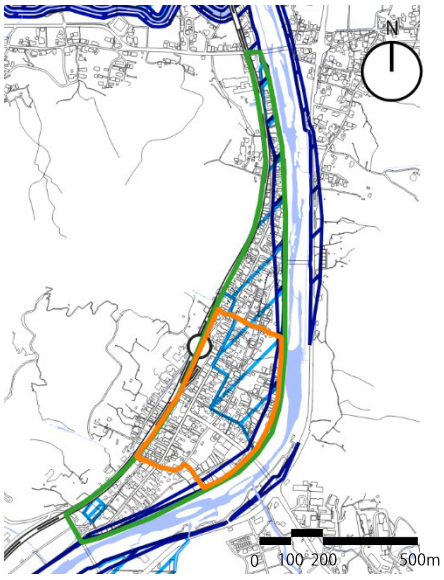
（５）家屋倒壊等氾濫想定区域（想定最大規模 L2）

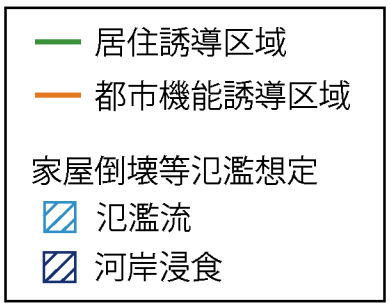
・氾濫流又は河岸浸食による家屋倒壊氾濫想定区域がみられます。

□和田山地区周辺



□竹田地区周辺



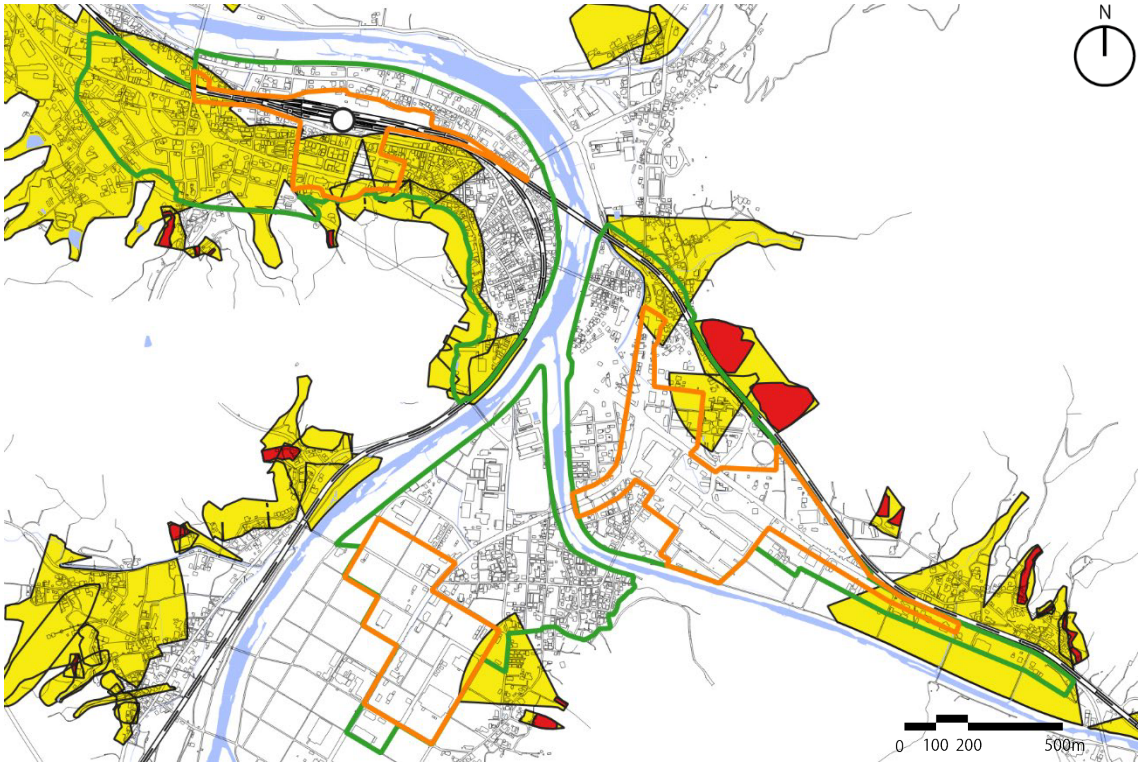


（出典：兵庫県オープンデータカタログ）

（６）土砂災害警戒区域

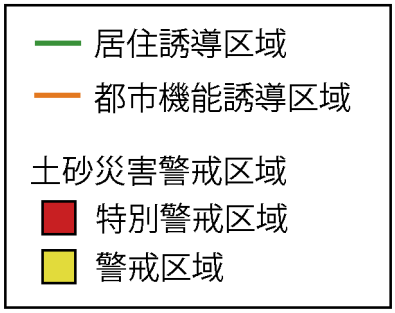
・居住誘導区域内に特別警戒区域は含まれませんが、和田山駅南西側を中心に一部地域で警戒区域が含まれています。

□和田山地区周辺



□竹田地区周辺





（出典：兵庫県オープンデータカタログ）

5-3 重ね合わせによる災害リスク分析

（1）重ね合わせる情報と分析の視点

本項においては、前項までのハザード情報と各種都市情報を重ね合わせることにより、下記のような災害リスクの分析を行い、防災上の課題を抽出します。

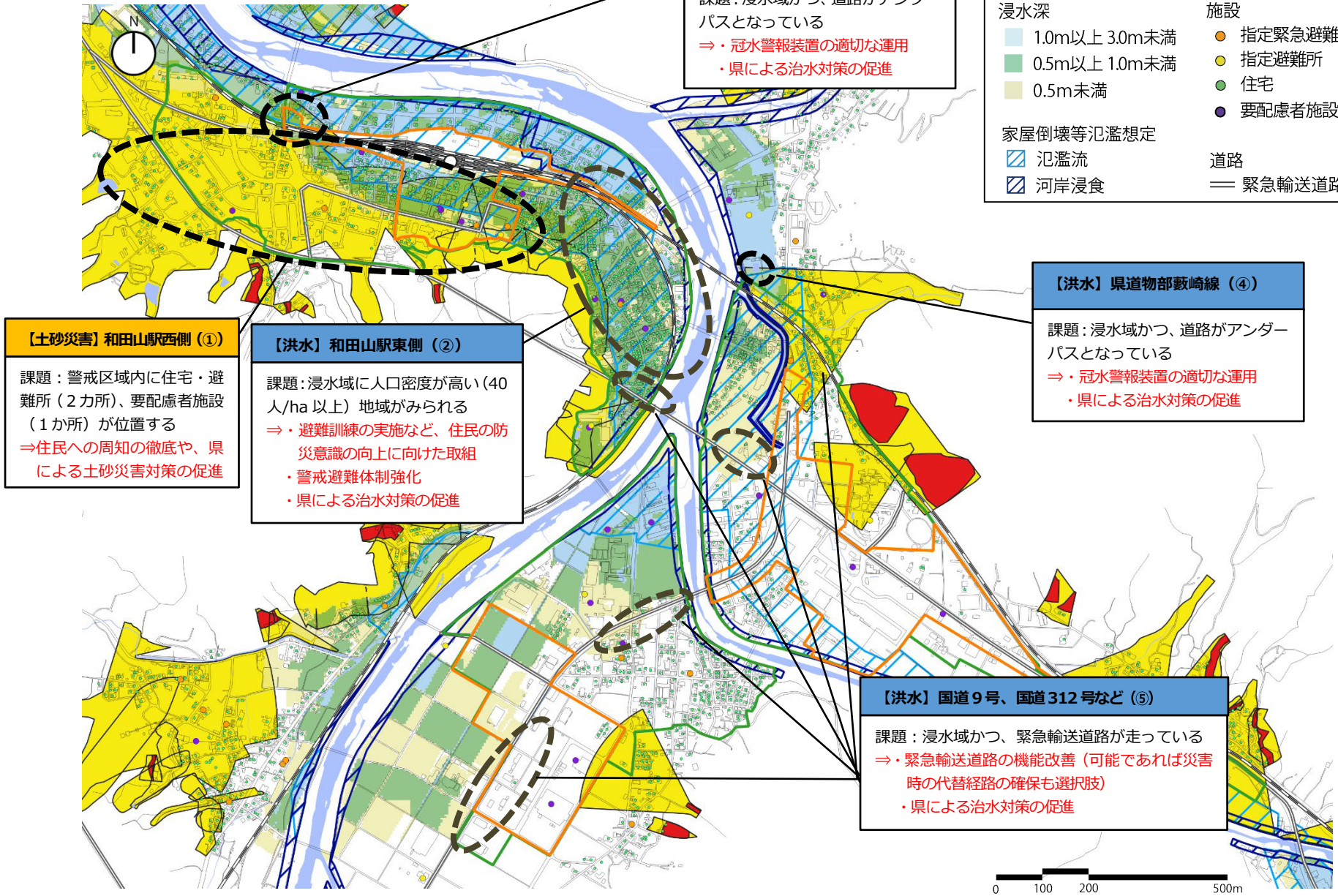
分析の視点	ハザード情報				分析する都市情報
	洪水		家屋倒壊	土砂災害	
	浸水深	継続時間			
1 家屋の浸水、損壊・倒壊の可能性（大規模災害、孤立リスク）	●		●	●	・住宅、人口密度
2 自宅避難が困難		●			・住宅、人口密度
3 避難施設の活用が困難	●			●	・指定緊急避難場所、指定避難所※1
4 施設の継続的利用が困難	●			●	・要配慮者利用施設※2
5 緊急輸送が困難（道路寸断）	●	●		●	・緊急輸送道路※3

※1 原則、避難距離 500m
※2 学校・児童福祉施設、医療施設、障害者福祉施設、高齢者福祉施設で防災上の配慮を要する者が利用する施設
※3 災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路

※赤字は課題に対する取組方針

（２）課題と取組方針

□居住誘導区域（和田山地区周辺）　※浸水想定区域はＬ１



【洪水】市道東谷宮田線（③）

課題：浸水域かつ、道路がアンダーパスとなっている

⇒・冠水警報装置の適切な運用
・県による治水対策の促進

【洪水】県道物部藪崎線（④）

課題：浸水域かつ、道路がアンダーパスとなっている

⇒・冠水警報装置の適切な運用
・県による治水対策の促進

【土砂災害】和田山駅西側（①）

課題：警戒区域内に住宅・避難所（２カ所）、要配慮者施設（１か所）が位置する

⇒住民への周知の徹底や、県による土砂災害対策の促進

【洪水】和田山駅東側（②）

課題：浸水域に人口密度が高い（40人/ha 以上）地域がみられる

⇒・避難訓練の実施など、住民の防災意識の向上に向けた取組
・警戒避難体制強化
・県による治水対策の促進

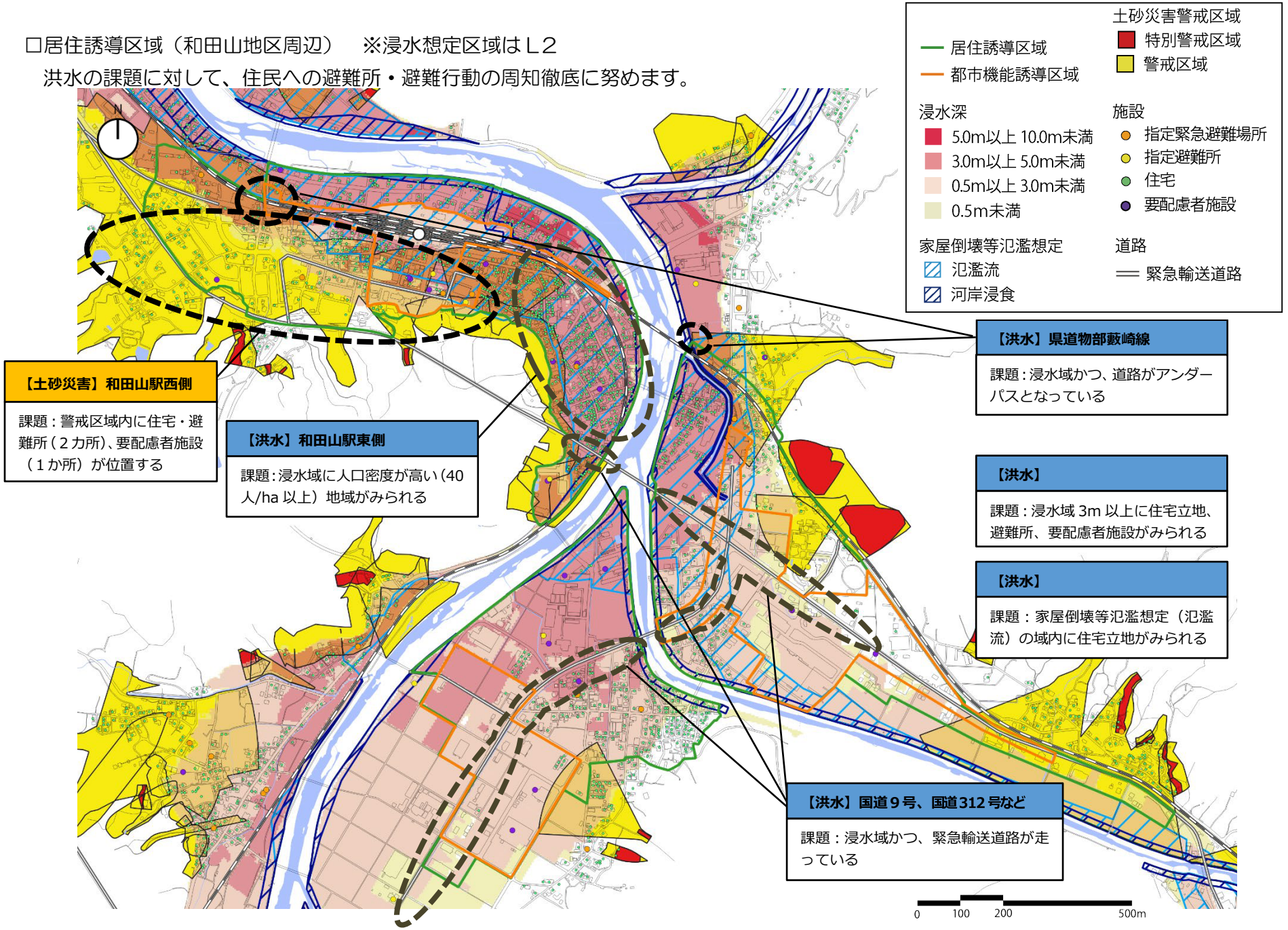
【洪水】国道９号、国道 312 号など（⑤）

課題：浸水域かつ、緊急輸送道路が走っている

⇒・緊急輸送道路の機能改善（可能であれば災害時の代替経路の確保も選択肢）
・県による治水対策の促進

□居住誘導区域（和田山地区周辺）　※浸水想定区域はＬ２

洪水の課題に対して、住民への避難所・避難行動の周知徹底に努めます。



【土砂災害】和田山駅西側

課題：警戒区域内に住宅・避難所（２カ所）、要配慮者施設（１か所）が位置する

【洪水】和田山駅東側

課題：浸水域に人口密度が高い（40人/ha 以上）地域がみられる

【洪水】県道物部藪崎線

課題：浸水域かつ、道路がアンダーパスとなっている

【洪水】

課題：浸水域 3m 以上に住宅立地、避難所、要配慮者施設がみられる

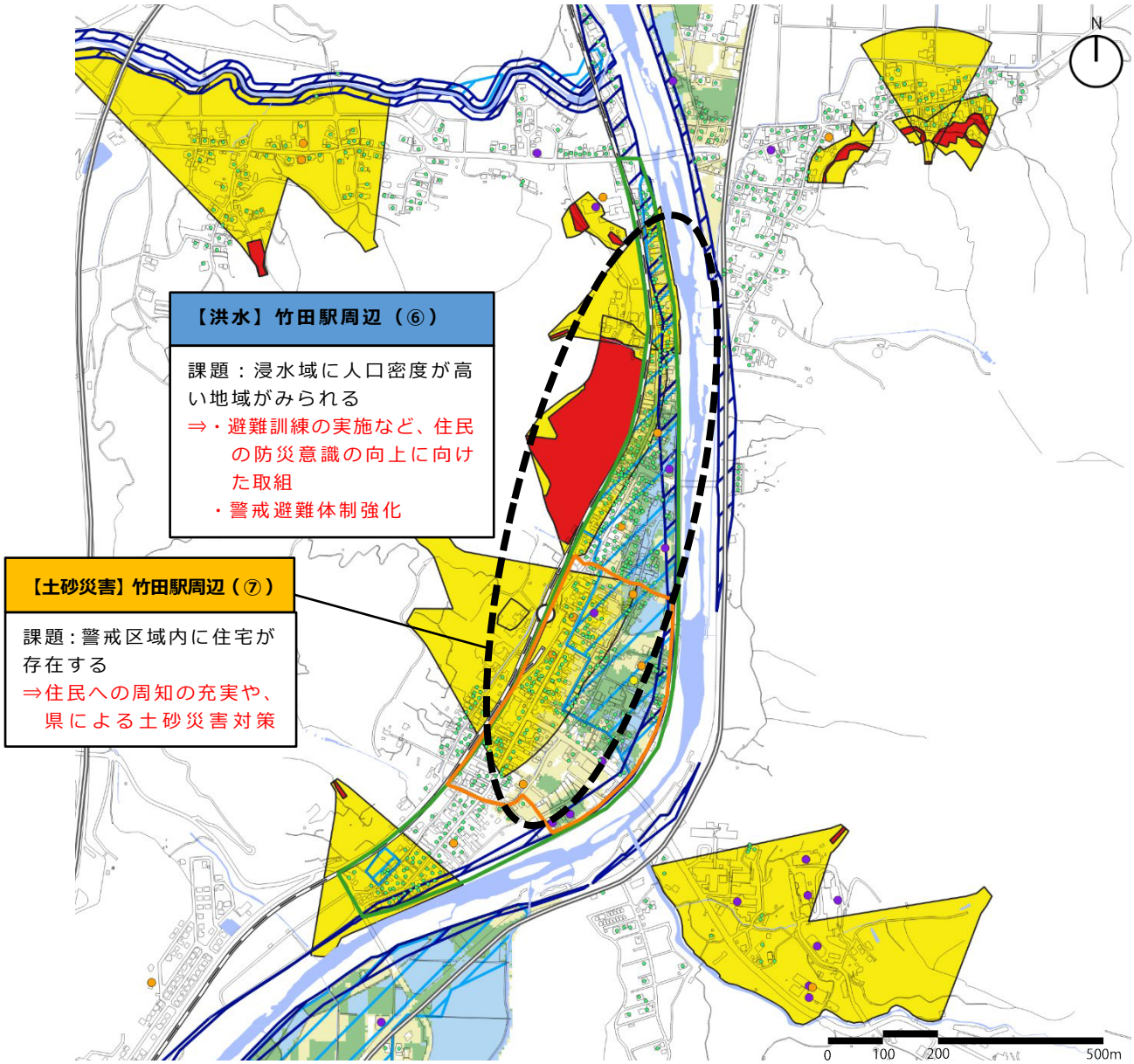
【洪水】

課題：家屋倒壊等氾濫想定（氾濫流）の域内に住宅立地がみられる

【洪水】国道９号、国道312号など

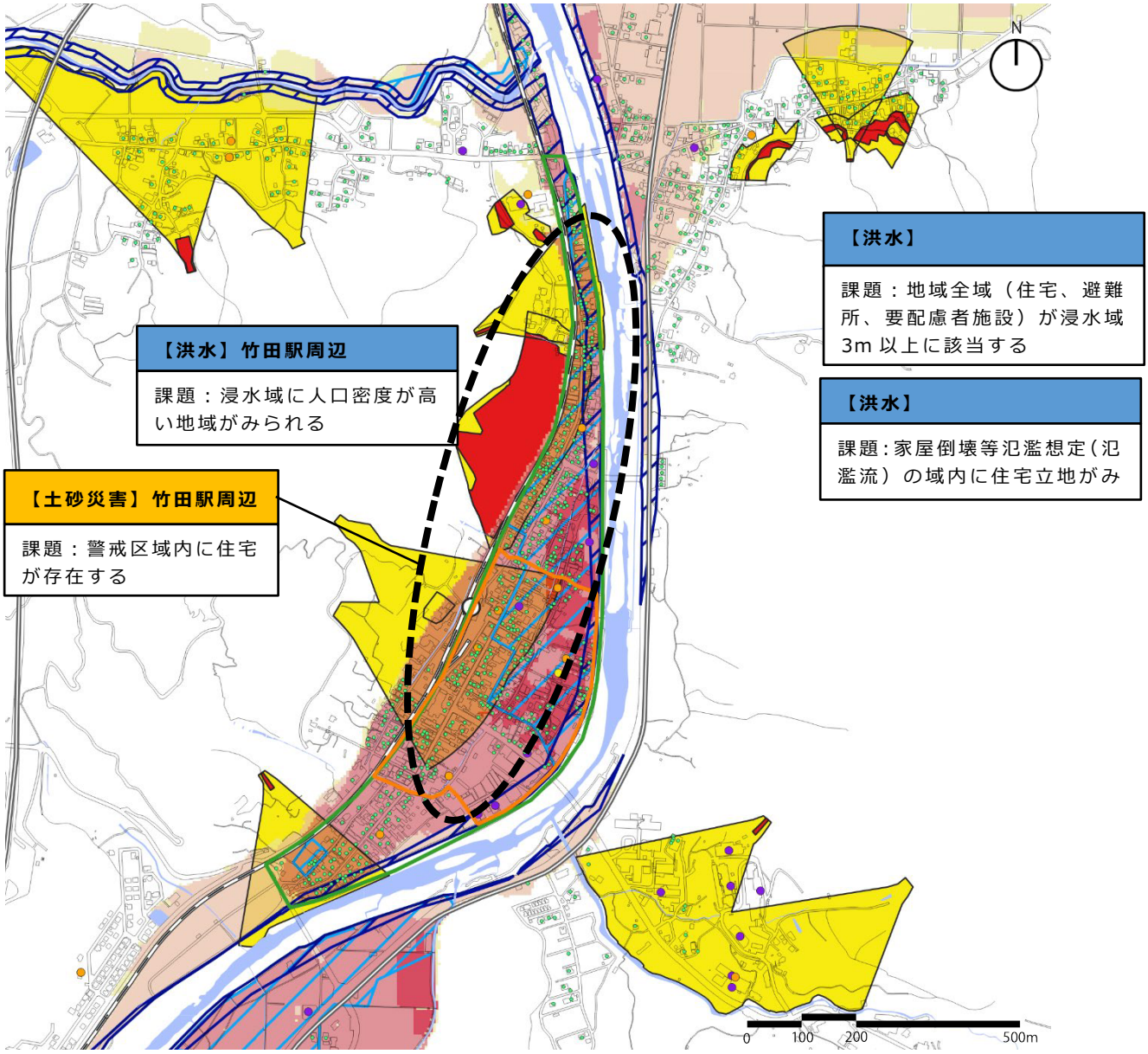
課題：浸水域かつ、緊急輸送道路が走っている

□居住誘導区域（竹田地区周辺）　※浸水想定区域はＬ1



□居住誘導区域（竹田地区周辺）　※浸水想定区域はＬ２

洪水の課題に対して、住民への避難所・避難行動の周知徹底に努めます。



5-4 施策一覧

前項の取組方針において設定された目標の達成に向けて、以下のとおり施策を位置づけます。また、これら施策の計画的な進捗を図るため、短期（概ね 5 年程度）、中期（概ね 10 年程度）、長期（概ね 20 年程度）の達成目標を設定します。

対応課題	具体的な取組	区分	短期	中期	長期
① 【土砂災害】 和田山駅 西側	市による災害情報の発信の他、災害時における地域での声かけ等により、住民への周知の徹底を行います。	ソフト			
	県による土砂災害対策の促進に向け、市から要請を行います。	ハード			
② 【洪水】 和田山駅 東側	自主防災組織による定期的な避難訓練の実施や防災・減災に関する活動リーダーの育成など、住民の防災意識の向上に向けた取組を行います。	ソフト			
	安全な避難所の代替施設の選定、近隣区と連携した柔軟な避難所開設、垂直避難及び近隣住宅への避難等、警戒避難体制の強化を行います。	ソフト			
	県による治水対策の促進に向け、市から要請を行います。	ハード			
③ 【洪水】 市道東谷宮田線	冠水警報装置の設置を行っており、適切な運用をすることで安全確保を図ります。	ソフト			
④ 【洪水】 県道物部薮崎線	冠水警報装置の設置を行っており、適切な運用をすることで安全確保を図ります。	ソフト			
⑤ 【洪水】 国道９号、国道 312 号など	発災時にも迅速・適切な初動対応を可能とするため、道路改良等緊急輸送道路の機能強化を国・県に要請します。	ハード			
	災害時の代替経路の確保に向けた検討を行います。	ハード			
	県による治水対策の促進に向け、市から要請を行います。	ハード			

対応課題	具体的な取組	区分	短期	中期	長期
⑥ 【洪水】 竹田駅 周辺	自主防災組織による定期的な避難訓練の実施や防災・減災に関する活動リーダーの育成など、住民の防災意識の向上に向けた取組を行います。	ソフト			
	安全な避難所の代替施設の選定、近隣区と連携した柔軟な避難所開設、垂直避難及び近隣住宅への避難等、警戒避難体制の強化を行います。	ソフト			
	県による治水対策の促進に向け、市から要請を行います。	ハード			
⑦ 【土砂災害】 竹田駅 周辺	市による災害情報の発信の他、災害時における地域での声かけ等により、住民への周知の徹底を行います。	ソフト			
	県による土砂災害対策の促進に向け、市から要請を行います。	ハード			
全域	洪水の課題に対して、住民への避難所への誘導を適切に行うため、防災マップや掲示などにより情報提供を行います。	ソフト			
全域	防災講習会等の実施や平時での情報提供によって、洪水時の避難行動の周知徹底に努めます。	ソフト			

5-5 目標指標

前項の施策の効果を客観的に評価・分析するため、目標指標を設定します。また、目標値については上位計画である第３次朝来市総合計画と整合を行います。

指標	現状値	目標値 （R11）	出典
一斉避難訓練への市民参加率	15.0%(※)	32.8%	防災安全課調査
防災・減災等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	31.6%	35.2%	市民意識調査

（※）令和４年９月実施分